

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 7 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

午前 9 時 3 2 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (15 名)

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
6 番	殿 井 堯	7 番	佐々木 裕 哲
8 番	岡 省 吾	9 番	森 谷 信 哉
10 番	堀 江 眞智子	11 番	中 山 進
12 番	新 家 弘	13 番	湊 正 剛
14 番	増 谷 憲	15 番	橋 爪 弘 典
16 番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである (1 名)

5 番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

7 番 佐々木 裕 哲 9 番 森 谷 信 哉

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住 民 税 務 部 長	清 水 美 宏
福祉保健部長	辻 勇	産 業 振 興 部 長	林 孝 茂
建設環境部長	佐々木 勝	総 務 課 長	中 裕 準
企画財政課長	一 ツ 田 友 也	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	三 角 治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

平成27年第1回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①保育所の統廃合について ②有田川町の今後の方針を問う
2	佐々木裕哲	①地方創生、未来に向けた町づくり構想を問う ②藤並駅東口の駐車場及び駅前用地利用促進について ③小中学校での道徳教育内容を問う
3	林 宣男	①ひょうたん池の有効利用について ②みかん栽培の実情と人手不足の対応について
4	岡 省吾	①住みよい町づくりのための基本となる長期計画について ②子どもの確かな学力に
5	辻岡俊明	①工業団地周辺の雑木林の整備について ②新教育委員会制度について
6	増谷 憲	①地方創生について ②国民健康保険制度について ③非婚ひとり親家庭に寡婦控除の適用を
7	堀江眞智子	①子育て世代の支援について ②保育所について ③学童保育について

8 議事の経過

開議 9時32分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

5番、森本明君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12人であります。

なお、早田教育委員長は体調不良のため、欠席届が出ております。

…………… 日程第1 一般質問……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、7名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

…………… 通告順1番 6番（殿井 堯）……………

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君の一般質問を許可します。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問は2項目です。その質問者に、町長に対しても、部長に対しても、2人の、今回部長はこの質問で勇退されるということで、定年ということで、すごく今まで議論を交わしてきたので、残念に思いますけれども、きょうはソフトな、優しいタッチで質問したいと思います。よろしくお願いします。

まず、1番目に3カ所の保育所の統合についての質問になります。保育所の統合については前々から、僕、区長をさせてもらった関係上、区長会からもかなりもみ起こした問題でありますけれども、いよいよかかるということになってはいますが、予算が上がったのは9月。それに対してプロポーザル方式についてコンサルの入札を行う。プロポーザルというのは、ある程度意見を寄せ合って、独自でその都度、その都度、話し合いをして決めるという方式をとってくれたと思う。この方式はALECも同じだと思んですけども、そういう関係で大変時間がかかる。9月に予算が上がって、1月の中時分にある程度、コンサル先を決めたということなので、それから、最後の日にちは来年、平成28年4月に開園ということで、今からやって、その1年間の間に全ての工事、全ての行事を縮小してやらなければならない。ちょっと、5億6,000万円、本体工事は4億何ぼの工事だと思いますけれども、1年間に対して、そういう工事をこなせるのかどうか。

冒頭に申し上げたように、今度は、教育課では部長、課長が退職されるということで、引き継ぎの面もあると思いますけれども、そこらの詳しい説明はまだコンサル関係から出ていないということで、この間の委員会では平面図をいただきましたけれども、まだ立面図、全部の構想図というのはでき上がっていないというふうに報告を受けているのですけれども、一口に4億7,000万円の本体工事、附帯工事、外壁工事を入れて5億6,000万円というような工事を、この短期間でできるのかどうか。無理が重なるのではないか。まして、その施設は保育所、子どもを守る施設でありますので、安全面、事故のないように万全の処置をもってやってもらわないと、なかなか前へ進まないのではないか。だから、もう開園が来年、平成28年4月と限られていますので、そこまで何が何でも間に合わせないかん。それに対して無理が重なるのではないか。どういうふうな今後の進め方をもって、進めていただくのか、いろいろ問題点も出てくると思いますが、その点、町長並びに部長にお聞きして、最初の質問といたします。

それと、2点目。有田川町が合併してから10年を迎えようとしています。170億円、180億円、190億円の予算を組んで、車で例えれば、まずレギュラーでは

なくハイオクをたいて、アクセル全開で有田川町としての予算に対しては市以上の予算を組んで、今言ったように、180億円、190億円とか膨大な予算です、町としては。その予算を組んで、約10年やってきました。去年、ちょっと一時的に減ったんですけども、また今回ふえてくるという事項がありますので、それもいろいろと農協関係さんの予算のトンネルのもあってふえてきていると思うんですけども、このまま行けば、やはりガス欠になってどこかで息をつながないと、どこかで休憩させないと、どうしようもないようになってくるような予感がしてなりません。

だから、今後、県に対しても、今、現実に合併の特例債をあと5年、どうのこうのという要望も出てきていますけれど、5年延びたところで、やはり借金は借金というような格好になっていますので、どこかで調整しないと、このままのスピードでずっと進めば、息絶えてしまうんじゃないか。詰まってしまうんじゃないか、その用意に徐々に、急にどんと締めるわけにはいきませんので、今、170億円、160億円という予算を、我が町としては100億円まで落とそうということは理想なんです。だから、一遍に100億円という、どんという落とし方はできないので、どこでどうしてどういうふうに調整をとって、今後の町政を考えて行動してもらえるのかという、その意見も町長、また部長にお伺いしたいということで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた7名の方が御質問される。できるだけ丁寧にお答えさせていただきたいと思います。

まず、殿井議員の質問でありますけれども、1つ目の保育所の問題。これも3所の保育所が耐震的にも非常に弱いということで、いろいろな議論を重ねた結果、地元の皆さん方の御了解を得ながら、今回、3つの保育所を1個にするということで、今、進めているところであります。

おっしゃるとおり、保育所は来年4月から入所待ちの子どももたくさんいるし、どうしても4月には開園しなくてはならないことになっております。工期的には既存の建物、きび会館を4月中に解体の入札を出しまして、6月末までに完全に解体を終えるということになっています。また、新保育所の施設工事につきましては、解体終了後の6月から来年2月末までの工期を予定しております。これに伴う周辺道路整備工事も同時に行って、2月末までの完成を目指して発注、施工を行う予定であります。

おっしゃるとおり、非常に工期については短期間でありますので、それは落札業者とも十分相談しながら、事故のないようにはもちろんですけども、いろいろな方法を使って、2月末までに完成していただくようお願いしていきたいと思っています。

それから、2つ目のまちの今後の方針ということで、なるほど、早いもので合併し

て、今年度で10年目を迎えております。その間、特に合併協議の中でそれぞれの旧町の抱えていた課題について、合併した当時の協議の中で、これは完成しなくてはならないというようなAランクの工事もたくさん出てきまして、そのために特例債を活用しながら工事を進めてまいりました。そのために、おっしゃるとおり、我が町にはふさわしくない財政、多分、有田川町の標準財政規模からいけば、多くても100億円が適当ではなからうかなという思いをしていますけれども、なかなかそこまで、いろいろな事情があって落とせないというのが今日までのいきさつでありました。

今年度、この保育所が完成すれば、大型の工事がほぼ一段落しますので、徐々に標準財政規模に近い予算へと戻してまいりたいと思います。実は去年も大分落としたんですけれども、今年度につきましては、JAの、農協の選果場の12億円分が国からの補助金がトンネルとして予算に乗っていますので、また160億円の予算になったのですけれども、おっしゃるとおり徐々に人員削減も含めながら、標準財政規模に近い予算になるように努力していきたいなと思っています。

次に、合併特例債の発行についてでありますけれども、当初より発行期間が5年間延長されて、平成32年までとなっています。事業分に係る発行限度額は当初、122億円でありました。その中で平成26年度までに約90億円、合併特例債を使って、いろいろな事業をしております。平成27年度以降の発行可能見込額は32億円となっております。合併特例債というのは財政的に非常に有利な起債でございますので、今後も活用していきたいと考えております。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、これはあくまでも借金でありますので、この点も念頭に置きながら慎重に活用していきたいと考えております。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

おはようございます。失礼いたします。町長の補足答弁をさせていただきます。

殿井先生、御指摘の新しい保育所についてでございます。確かに御指摘のとおり、期間だけを見ると、1年という大変タイトなスケジュールとなっております。工期につきましては、今、町長が申し上げたとおりでございますので、予定どおりに、順調にただいま進んでおります。

ただ、この1年という短い間だけでなすということではなくて、殿井先生も区長さんで御存じだと思いますが、昨年度からさまざまなことで進んでおりましたので、構想につきましては2年以上かけた構想でございます。コンセプトといたしましては、森と木と人で育む心と体というふうなところで、子どもたちの心を伸ばす保育をしていきたいということで進めてまいっております。

安全面、使い勝手等々について、かなり御心配だというふう感じております。これにつきましても、まずは子どもたちがどういうふうにかそこを使えるのかということ

でありますとか、保育士の使い勝手ということについては、昨年よりワークショップなどをいたしまして、さまざまな議論を進めてまいっております。保育士も新しい保育の方法を目指しまして、任意の会にも出席していただいておりますし、今後新しい、すばらしい保育ができるのではないかなというふうに感じております。ハードとソフト、両面で頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後とも御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

御霊保育所、田殿保育所、きび中央保育所ということで、大変、現在の保育所、御霊保育所についても、僕、前に教育課のほうへお願いしたんですけども、通学道路が大変危険だということで、傘を差して雨の降る日には、保育所と御霊小学校と重なっているの、あの狭い道を小学生が歩いているので、保育所へ送っていくのは、どうしても傘をひっかけたり、何とかならないかということで、安全なほうへ、現在計画しているあそこへやってもらった。それはどこの保育所でも言えることなので、いいと思います。

ただ、一番、心配するのは、さっきも言われたように、期間が短い。それに対して5億何ぼという予算の大きな工事なので、どうしても無理がかかるということだと思います。また、これ紀州材の交付金を受けている以上は、やはり木材というのを念頭に置きますので、木材となれば、天干しとって、天然の乾燥が一番いいんですけど、期間についてはそこまで期間を及ばさんと。今、機械がよくなっているの、乾燥材、乾燥をかけてやるというふうになると思いますけれども、乾燥するときに木材というのはなかなかせ者で、急にぱんと芯まで乾かしてしまえば、ぱしっとひび割れがくると。生乾きにして木材を使った場合に、今度、乾燥してきたときに、あてとって、木の癖が出てくる。こういう面が出てきだしたら、処置に負えないということなんで、6月から工事を開始して、木を使うということは、今、現在、本当を言えば、木材のけだしというのですか、どういう木材を使って、どういうふうにしてというふうな、現実になっていなかったらうそなんです。ところが、まだコンサル関係の図面もびしっと上がってきていませんね。だから、けだしはまだできないということで、6月ごろからかかるって、6月から来年、平成28年4月までに完成ということは、4月で完成しても遅いですよね、もう乳幼児が入らんといかんので。だから、1カ月か2カ月前に完成していなかったらいかんと。そういう面で、技術的な面でどのように処置をしようか、これから今後するのか。これは専門的な分野に入ってくると思うんですけども、なるべくなら自然乾燥がいいんですが、それが間に合わなかったら機械ということになると思いますけれど、そういう面と、本体工事に入って、外構工事、一緒にえいやでやらんと、別々に分けてやる期間がないと思います。だから、これを今

までみたいに木材は木材で先に専門業者に、町の買い上げで町から材料支給というような格好で出したのが、今度はえいやで、1、2、3で取った業者へ行くということですね。取った業者もまだ、けだしもしていない、何もしていないという、乾燥の時期がないということになります。また、工事はA、B、Cとあったら、外構工事とか左官屋、皆、入り乱れてしまうということ。ここらのさばきは一応、教育課となったら、今まで大きな中学校もこなしてきているので、技術的には大丈夫だと思いますけれど、ただ期間的にちょっとネックがあるので、この辺の話をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、2問目の有田川町の方針。見ている限り、町長と僕とは同級生なので、ぼつぼつと老いぼれてきているので、余りハイオクをたいて、アクセル全開で進まれたら運転技術が伴わないという格好になってきても、いささか、ええという格好になりますので、財源ということをお聞きしたいんですけど、ある程度、ハンドルさばきのできるスピード、要するにハイオクからレギュラー、アクセル全開から法定速度になるぐらいの、徐々に落としていかんとなかなか、我々、年寄りが判断できにくいと。20キロメートル、30キロメートルで曲がっているカーブを今、現在、50キロメートル、60キロメートルで曲がっているのです、そこらのバランス、今後どのような対策をもって、これに対応するかということもお聞かせいただきたいと思います。2問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

先ほどの御質問ですが、確かに期間ということで、木材につきましては私どもも十分に考えていきたいというふうに考えております。自然乾燥がいいのかどうかということですが、木材の含水量というところを御指摘だというふうに思っております。そこにつきましては、やはり自然乾燥というのはなかなか難しいということもありますので、機械乾燥等々になろうかと思っております。それで、適切な含水量を持つような木材を敷いていくというふうなことで計画したいというふうに思っております。

また、外構等々、同時になってくるわけなんです、これもなかなか複雑に入り乱れるということは、もう予想がついておりますので、工程表をきっちりとしながら、きっちりと管理しながら、2月末を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく御支援のほどをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

まず、町の予算ですけど、おっしゃるとおり、すごい大きな予算になっています。

ただ、標準財政規模、本当を言えば、90億円台がうちの人口規模からいけばそうなんですけれども、ただし、一遍に30億円も40億円も落とせば、これはたちまち町民の皆さん方に御不便をかけるということでもあります。

先ほど答えさせていただいたとおり、本年度、保育所が完成すれば、ある程度、工事が終了することで、幾分落とせていくと思います。ただ、今後も問題は国の地方交付税、算定替の特例ということでたくさんいただいていますけれども、これも普通にいけば12億円ぐらい減らされるという計算でありますけれども、今、国のほうでは平成の大合併、地方でたくさんところが合併しました。これは国の方針のもとで合併を進めてきたわけでありまして、その中の全国の町村会の議論の中でも、せっかく合併したところがこんなに苦勞して、人員も削減してるんやと。もう少し合併の特例を緩和してほしいというような動きが出ていまして、実際、有田川町でも普通でいえば、実は3つの庁舎、認めてくれないわけであります。今は合併の特例、算定替の特例ということで3つの庁舎分の地方交付税としていただいていますけれども、普通であれば、これはもう1つしか認めてもらえないという中で、庁舎については広い地域であるので、やはり特に清水地域の庁舎がなくなったら、災害には対応できないだろうということで、既に認めてくれております。あと10年後になっても、算定については、3カ所の庁舎については認めてくれるということになっていきますので、今後も算定替の特例の中で、もう少し緩和できるものがないかということで、これは有田川町だけではなくて、多くの市町村が合併していますので、町村会を挙げて、これは国のほうに多分、陳情してくれると思いますので、我々も一生懸命になって取り組んでいきたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

今、殿井議員さんの御質問に町長が答えてくれたので、もう意見は同じでございます。

ことしの予算で161億円程度ということの中には、先ほど言ったように、12億円のトンネルの予算と5億4,000万円程度の先ほどからのお話の中の統合する保育所のことがございます。それを差し引きますと143億円から144億円ということになってございます。

先ほど、町長もずっと話をしてくれていましたように、交付税の算定替につきましては、今の状態で普通交付税を見ますと、10億円から12億円減るということを目指していますので、今後、その減る平成32年度には、その11億円から12億円というのを予算規模で、最低そこは減らしていかないかんということになれば、先ほど町長も申したとおり、標準財政規模にはならんにしても、130億円程度ということは、最低そこは堅持していかないかんのかなと、このように思って、財政運営して

いかないかと、このように思っています。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

最終質問に入らせていただきます。答弁はもう結構です。今まで、はっきり言って、なかなかきつい財政で、合併してから大変苦勞なさって、ここまで来たので、どうかこうにか有田川町も今、和歌山県では町としてはトップレベルの名を得ているのではないかと思います。だから、それゆえにかなり無理をしていると思うので、今後、また新しい辞令が出るとは思いますけれども、今、答弁された2人の部長に、いろいろと意見も交換し、今まで難しいことも、難題も言ってきましたけれど、やはりよくやってくれたと思います。

特に、吉備中学、これは47億円、48億円、大変な工事があって、あんなもの要るのかという批評も受けたけれど、でき上がったら和歌山県でもトップクラス、ああいう学校はなかなかない。やはり、いいものはいいです。それなりに苦勞してくれたと思います。それなりにこなしてくれたと思います。

また、財政面でも、武内部長のほうもこれで勇退ということになりますので、今まで苦勞して、なかなか年寄った町長を操作して、今まで来てくれたと思います。

町長のほうも、今、名うての町長です、はっきり言って。和歌山県ではなかなか取れないような予算を有田川町へ引っ張ってきて、有田川町を何とか活性化、活力を出るような行動で今まで来ています。それゆえに、今度、2人の部長が退職したら、誰がなるのかわかりませんが、今後のハンドルさばきも大事なんです。だから、今後、なおかつ慎重に、新しい保育所のほうも、後を引き継がれた人もけがのないように、まず子どもさんが一番大事ということは、安全、事故のないように、外構工事をしっかりしてもらって、伸び伸びと遊べる保育所に仕上げさせていただきたいということで、引き継ぎのほうもしっかりとよろしく願いしておきます。

また、経済のほうの政策部長も御苦勞さんでしたけれど、この予算を抱えて、ここまでよく事故もなしにこなしてくれているので、これからが一番大事なので、これからはまた、いい後輩たちにアドバイスをしてもらって、また町長にも意見を申しってもらって、今後も安全運転で行けるような町にさせていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

○議長（湊 正剛）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 7番（佐々木裕哲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、7番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

7番議員、佐々木裕哲です。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり私は3事項について質問させていただきます。

まず1番目の質問は、地方創生、未来に向けた我が町のまちづくり構想についてお聞きしたいと思います。ことしは全国1,788の自治体は地方創生へ一斉に動き出します。これは国の5カ年総合戦略に基づき、今年度末までに各自治体独自の処方せんを決めなければならないが、その正念場の年になるのではないかと思います。そのためには、まず我が町の今までの経過状況、そして将来像を直視しなければならないかと思います。

国やいろいろな調査機関の予想では、日本国は30年先は地方の人口を主に、三、四割は減少すると発表されております。三、四割というと、大体、日本の人口が今、1億3,000万人程度でございますので、30年後には大体1億人ぐらいの人口になるということなんです。3,000万人といたしますと、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市、福岡市、これが全部消えたら、3,000万人ぐらいの人口が減るかなと、私は思っているんです。大変なことになります。しかし、なるんですけれども、そのために地方創生、とにかく今まで都市が中心にいろいろ開発されて、人口が密集してきたんですけれども、これでは国がもたないということで、地方を元気づけて何とかしようというのが、地方創生だと私はそのように思っているし、皆さん方もそう思っているのではないかと思います。

人口が減るという原因は、人口構成のうち20代ないし30代の女性が、今、現在よりも5割以上減少する自治体を消滅可能自治体と言われております。我が町も、有田川町も、その消滅可能な自治体に入っております。しかし、そのようにならないために、我が町の風土、風習、風味、これを生かし、地元の潜在力を発揮する絶好の機会だと私はそう思っております。

地方創生は人間の創生、総合戦略は人づくりしかないと思います。町民も今までのように、国や県、町に依存しがちな考えを変えるだけでも少しはよくなるのではないかと思います。もちろん、予算も大事だが、人づくりをどうやっていくかということも非常に大事なことだと思います。それを避けては、まちづくりはできないかと思えます。

そこで、経済、文化、芸術、観光、雇用、子育て、福祉、医療、介護等を考えると、今すぐとはいかなくとも、我が町単独ではなく、将来的には3町あるいは有田は1つということも、今後視野に入れていろいろなことを考えていかなければならないかと思うんですけれども、その点をお聞きしたいと思います。

特に人口問題、いかに減少を食い止めるか、人口が減れば、経済は成り立ちません。

経済の3原則でいえば、人、物、金、この基本のうち、人が一番大事なのです。世の中、人がなければ経済は成り立ちません。それは子育て問題、いかに若い人々がほかのまちより生活しやすい、この有田川町へいかに流入してきてくれるかということにかかっていると思います。もちろん、そのためには働く場もなければ人も寄ってきません。

これから10年、20年、30年先を見据え、当然、我々は、もうその時代はいないかもしれません。しかし、しっかりした方向性を決め、進めれば必ず後、誰かがボタンタッチを引き継いでくれるのではないかと思います。その大事な方向性は町長、今後、この20年、30年先を見据えた考えをどのように持っているのかお聞きしたいと思います。後世で昔の中山町長、あの方は偉かったと、だから今日の有田川町があるのだと、そのように言われるような計画を立てて前へ進んでいただきたいと思います。町長の今までの考えだったら、発想力もいいので、恐らく今はできなくても、その考えを後世に伝えていただければ、次の首長も恐らくそれを引き継いでやってくれると思います。1番目の質問はそれで終わります。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。2番目の質問は、藤並駅東口の駐車場及び駅前用地の利用について質問させていただきます。この質問につきましては、今までも同僚議員も多々質問していますが、私も今回、させていただきます。それは駐車場の特急利用者、特に長距離利用者で往復切符を買った方には無料券を発行してサービスしているんですけども、現実、実際どのようなことが起こっているのかというのを若干、改革できないかなと思って質問させていただきます。このことについては、また2回目の質問のときに、その内容をお話ししたいと思います。

以前から、そして東口の送迎車による混雑、特に雨の日はひどい状態になっております。もちろん、タクシーの駐車場も満車、ロータリーも車で通行困難なときも多々あります。それで、あの駅前の町有地である、芝生を張っているところなんですけれども、国の補助金とかいろいろなことで、うちも利用して、あそこを購入して、その利用条件、借り入れるときの条件等も議員も皆、知っているんですけども、町民にとってはその点は余りわかっておりません。何で前にあんないい土地があるのに、ちょっとぐらいあそこへ車を朝夕だけでも車避けるために置かしてやったらいいじゃないかと。あのロープをちょっと外したらいいのに、なぜ外さんのよというようなことを、私も、ここにおられる吉備の関係者の議員だったら恐らくそういうことも耳にしたのではなかろうかと思えます。それで何とかあそこをしていただけないかというのが、私ら相談を受けた議員の気持ちでございます。その点、できるだけのことを、できる範囲内で結構でございますので、町当局、今よりも何か改善方法を考えてくれないかということで、その点もお聞きしたいと思います。

最後の質問なんですけれども、最後の質問は小中学校での道徳教育内容についてお聞きしたいと思います。最近、インターネットや携帯電話での情報モラルと、それに

より、いじめ問題とか、今まで考えられないような社会問題も多々発生していることも、皆さんも承知だと思います。しかし、これも全て小さいときからの道德教育、わかりやすく言えば、しつけです。しつけが原因ではないかと思います。道德教育というのは学校だけの問題では決してありません。特に家庭教育、社会全体でいろいろ問題解決していかなければならないわけなんですけれども、道德教育というのは人口問題と同じで、これは何十年もかかります。今、すぐ言って、あした解決できる問題ではありませんけれども、しかし思案していたら、いつまでたっても解決できませんので、今以上の教育を行わなければならないと思います。そこで、学校教育での道德教育はどのように取り組んでいるのか、お聞きしたいと思います。

これで、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、佐々木議員にお答えしたいと思います。

まず、1つ目の、地方創生であります。おっしゃるとおり、日本の人口がどんどんと減っていく。30年後には、今700幾つある市町村のうち、何割かが自治体すら消滅するというような現象に、今、陥っているところであります。

地方創生、これは未来に向けたまちづくりの構想についてでありますけれども、20年後、30年後、議員がおっしゃるとおり、どんどんと人口が減って行って、有田川町の姿を見据えた場合でも、人口減の問題は避けて通れない。実際、ある地域を見ても、区自体がちょっと成り立っていないという区も出ていることも事実であります。

その中で、今回の地方創生により町内の産業とか、もちろん農林業も活性化させていくことが地方の元気につながるのだと思っております。今回の地方創生により、町内の産業の競争力を強化し、人材育成をして、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするとともに、地方移住の推進により、地方への新しい人の流れをつくっていきたいと思っております。また、これからの有田川町を担っていただける若い世代が結婚、出産、子育てに希望を持てるような施策を実施して、皆さんに住んでみたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めていき、人口減に歯どめをかけていかなければならないと思っております。

具体的な施策につきましては、平成27年度中に国のほうへ、策定して出さなくてはならないということになっていきますので、総合戦略や次の長期総合計画において、これは各方面、町だけでやるのではなしに、策定に当たっては各方面、各年代層等々、多くの方々に御参加いただいて、将来の有田川町の進むべき道、みんなで検討していただいて、すばらしい施策を1年間かけて、みんなの意見を聞いてつくっていききたいと思っております。

それから、3町合併を見据えたらどうかということでもありますけれども、これはなかなか1町だけでやろうというわけにもいきませんので、多分、将来の議論には上がってくると思います。そのためにも心の準備だけはしておきたいなと思っております。

それから、2つ目の藤並駅の東口の改修についてであります。以前、地元の議員さんからも質問をいただきました。実は、この用地というのは有田鉄道の線路敷を含めての、まちづくり交付金事業、多分、議員さんも御承知であろうと思っておりますけれども、これはそういった交付金の事業で行っています。僕もちょっと藤並駅のあそこは危ないし、カーブが多いし、改修したいというのは前々から思っていて、県と国と協議中であります。なかなか国のほうも県のほうも、わかったよすぐにやれよということには、今のところなっていないで、今、協議の中では平行線をたどっています。その中でもできることだけはやりたいなという、小規模な改修だけはやりたいなということで、平成27年度においてはロータリーの一部、今、大型バスが入れない状況でありますので、少なくとも大型バスが回転できるように改修していく予定であります。

そういったことで、これからも少しずつでありますけれども、できるだけみんなの利便性がよくなるように改修できるところは、これからも改修し、また国と県との協議の中でもお願いしていくつもりであります。とにかく、現状では大規模改修というのは、補助金の関係でできないということになっていきます。

それから、3つ目の小中学校の道徳教育でありますけれども、この点については教育長が答弁するということです。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

佐々木議員にお答え申し上げます。

道徳教育についてでございます。議員御指摘のとおり、社会の進展に伴って、情報化社会が進み、価値観の多様化が広がる中で、児童、生徒の心や行動に関する課題が問題視されております。学校教育においては時代が変わっても、人として大切にすべき道徳性を育成すべく、週1時間、学習する道徳の時間を軸に、道徳教育の充実を図っているところでございます。

本町の各学校においては、道徳教育の年間指導計画を作成の上、自分自身に関すること、そして他人とのかかわりに関すること、自然や崇高なものとかかわりに関すること、そして集団や社会とのかかわりに関すること、この4点について年間35時間以上、小学校1年生から中学校3年生まで、発達段階に応じて学習しているところでございます。

また、その指導については、教育委員会の指導主事が適宜、指導助言を行い、改善を目指しているところでございます。

加えて、福祉体験や自然に親しむ活動、郷土愛を育む活動、情報モラルを高める活

動、各学校において実施しており、体験を通じた道徳性の育成にも取り組んでおるところでございます。

今後も道徳教育の改革について、積極的に取り組んでおります文部科学省の動向を見据えながら、道徳的な心情や判断力を育む指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、道徳教育で一番大事なところは、地域そして家庭との連携の中で道徳的な行動や道徳的な習慣を高める取り組みを充実させるよう、本町教育委員会といたしましても、学校を指導、支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかにございませんか。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

では、再質問させていただきます。

まず、1番目の地方創生の中での消滅可能自治体ということのをさっきも言いましたけども、きょうの朝の毎日新聞のトップに、日本創生会議というのがありますね、増田元総務大臣を座長として、いろいろ分科会をやっているわけなんですけれども、その消滅の可能性が高い、こんなに書いてる、後で新聞を読みますけれども、消滅可能性が高い上位市町村のうち、100ほど、自治体の名前が出ているんですけれども、その過半数の52の市町村で直近の村長、町長の選挙、これが無投票になっていると、半分以上は無投票だと。そして、その町議会や地方の県会議員とか、そういう議員の選挙ですね、これも最近、物すごくふえてきたということは、人口が減っているというようところで無投票が多いという傾向にあるそうです。その点、私もなぜそうになっているのかというのは、いろいろ勉強もしなければならぬかと思うのですけれども、こういう結果が出ているということなんです。その100のうち52のうちで和歌山県は3つ入っているのです。町長はどこかということはおもう知っていると思うんですけれど、このように書いているんです。ちょっと私、読みます。けさの一面、こういうふうに書いてあるんです。消滅可能都市を指摘した増田元総務大臣の話としては、消滅可能都市で無投票が多いのは自治力の低下を示すものだと。消滅の危機から解決策を出していく場合には、地域の自治力が大きく影響すると。危機を乗り越えるための方策は住民の中でも大きく意見が分かれることがある。リーダーを選ぶときには複数の候補者が大きな方向性をお互いに競い合わなければ、地域の活力は出てこない。無投票が続けば危機が人ごとになり、無力化や地域の沈滞化を招き、その地域がより消滅に近づくことになるという。そうかいなと思います。これは立候補しないのが悪いとかいうのではないのですけれど、それは何かというと、やはり、その地域の人口がだんだん減ってきて、やはり住民そのものも希望がないから、もうええわよと、

誰がなっても同じだよというような傾向になっていくのではないかなと私は思います。

これはこれなんですけれども、まちづくりについて、今までは自治体が主でやるのか、民間の力を借りて行うのか、いろいろあります。例えば土地開発公社、自治体が行うとなれば、土地開発公社が主導してやったところはほとんど失敗しております。売れ残ってどうにもならないというのは実際そうなんです。

それはそれとして、我が町も、この辺、吉備を中心として民間業者が宅地開発、住宅建設、マンション等をどんどん建ててきました。これが今の吉備の、この地区の発展の姿ではないかと、私は思うんです。開発されれば、そりゃ、いろいろな問題もありますけれど、やはり活性化になります。町内の土地開発をされるたびに、もちろん会社は利益のためにそれをやるんですけれども、そのために町内とか町外から人がどんどん、この町へ流入しております。それでこの地区は活気づいているんです。本当は、業者、やっている方、個人的には感謝状の1つでも、よく、あんたらこの土地を開発してくれるなど。ここに20軒建ったでしょう。今度、開発するんやろうと。いっこも町は関係していませんね。業者は利益を目的にやるんですけれども、それをやってくれることによって、うちは税収が上がります。まず、住民税は入ってくるわ、固定資産税は入ってくるわ、企業があれば所得税も入ってくる、いろいろなものがある。これで活気づくんです。やはり、人口をふやす、そのようなことをやっていかなければならないと思うんです。人口がふえれば、商売もはやります。だから、いろいろな商売もできるんです。人口がなければ商売もできません。いかに人口をふやすかという政策を、私は進めなければならぬと思うんです。これは難しいですけども、方向性をきっちりやっていけば、恐らく今よりもふえるかふえないかは別として、仮にうちが2万7,000人の人口が30年先には1万7,000人になると、はっきり出ているんです。というのは、20代、30代の女性の方が減ってくるとなれば、当然、私も逆算してやってみました。この町で1万人、人口が減ったらどうなりますか。今の商売人、商売をやっていけないで。恐らく、店はどんどん閉めていくような状態になると思います。人がなければ、土地もだんだん下がってきます。地価が下がっていくと思います。買ったところでしゃあない。結局、そうなるんです。結局悪循環にだんだんとなっていくので、ここらで一週、町長、まちづくりという、さっきも地域のみんなで考えてくれると、地方創生のことで。これは物すごくいいことです。もう行政だけでは絶対あきません。みんなの意見を聞いて、ああではない、こうではない、いろいろな業者から、いろいろ一遍集めてください。それでしたら、私はいいものが出てくると思います。それと一緒に、まちづくりも業者を含めて、いろいろ考えを出していただければ、まだ、地域、いろいろと開発をやってくれると思います。ただ、それに対して行政側からお金を出せとかいうことではないんです。町内でも大きな住宅会社、私は名前を出しませんけれど、3つか4つかあるでしょう。今、どんどんやってくれています。うちの地区の近くでも、70軒できるというんや。町

長は知っていると思うんやけれども。70軒も住宅をやってくれたら、町としては、うちの区もうれしい。にぎやかになるし、税金も、区税も入ってくるし、いろいろなことでいいんだけど、僕はこの間、区長に言ったんだけど、あの人に感謝せんなんなど、こういう話をしたんですけれど、ありがたいことに業者があればこそ、活性化になっていくので、その点もひとつ町長、私が言ったように、みんなで、業者も含めてまちづくり構想というものをどのように考えているか、それも一遍お聞きしたいと思います。

それと、道德教育、これは難しい問題ですけれども、皆さんも同じだと思うんですけども、道德教育というのはしつけ、大体3歳までで決まります。3歳までで恐らく決まるんです。3歳まで愛情を持って育てるか育てないか、育てないからそれということではないんです。平均すれば大体、いろいろな凶悪犯罪とか、いろいろな事件が起こるのは、やはり親の愛情が足らなんだというのは、それが部分的に多いんです。だから、3歳ぐらいまでの家庭教育というのは物すごい大事であるので、それを踏まえて子育てをできるだけできるようなまちづくりをやっていただきたいと思います。

年寄りの我々は介護ややれ何やということをやってもらわないといかんねやけど、今までみたいに、年寄りばかりではなしに、これから子どもへ金を入れる時代だと思うんです。その点、そこらの配分を上手にやっていただいて、とにかく子ども主体とした、子育てするのに金が要らんと、子どもを産んでくれと。我々はそれを見るでというぐらいの意気込みがなかったら、人口問題というのは解決できないと思うので、その点もひとつよろしくお聞きしたいと思います。その点もちょっといろいろ町長からもお聞きしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほども答弁したように、人口減というのは大きな町の課題であると思っています。そのためには、いろいろな方策をこれからみんなで考えていきたいと思っています。

ただ、1点だけ、私もきょう、朝、その新聞も見ました。毎日新聞。なるほど、上位100のうちの何町かが無投票と町名も載っていました。私も実は前回、無投票だったんですけども、それは有田川町が消滅する前兆で無投票になったのだとは決して思っておりません。次回は絶対、私も行くか行かんかわからんけれど、無投票にはならないと思っています。有田川町はそういう前兆のもとに無投票になったという考えは全然持っていません。

それから、業者さんの話も出ました。なるほど、今、一部でありますけれども、この地域、いろいろな業者の方が進出してきてくまして、どんどんと若者が流入してくれております。非常にうれしいことでもあります。いろいろな業者さんも入ってもらって

まちづくりをつくれと、これはもう当然のこと、先ほど言ったように、幅広い方々に入っていて、まちづくりの計画を立てていきたいと思っています。

実はおとしから、まず立地企業の方々と話し合いをしようということで、立地企業と町と商工会で懇談会を、今、年に2回ずつ持っております。その中で、今はもう立地企業さんだけではなしに、もともとあった企業さんもようさん入ってきてくれてますので、これももう少し加入していただく。これはお金も何もとっていませんので、加入していただいて、そういった方々との懇談の場をこれからふやしていけたらなという考えであります。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

佐々木議員にお答えいたします。

昔はお父さんにしつけをされ、そしておじいさん、おばあさんにしつけをされ、そして地域へ出れば恐ろしいおいやんに追われ、いろいろところで道德教育、しつけというのは教わってきたんですけれども、今、現代は核家族化が進んできて、そういうこともなかなか難しくなってきたという意味で、議員のおっしゃるとおり、三つ子の魂百までと言います。本町ではそういうことも踏まえて、幼児教育の充実ということで、それを表に出して、保育所を教育委員会の所管にして、そこから、一からやっていこうということに取り組んでいるところでございます。

今後とも、道德教育につきましては教材というのも非常に大事になってきます。それも踏まえて一生懸命頑張っていきたい、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

再々質問です。再質問で言い忘れたので、大事なことを言います。

まず、藤並駅の東口なんですけれども、平成27年度中にロータリーの部分を一部改修するというんですけれども、それはそれで結構です。私が言いたいのは、前のロープを張っているところあるやろ。あれを補助金事業がある、やっちゃうので、そりゃ、あれをちゃんとせえとか、アスファルトを張ってせえとかいうのではないんです。目の前にあるのに、あれだけ込んでいるのに何とかならんのかい、町長に言ってくれよとか、恐らく藤並議員、皆、言われている。とか、金屋の議員も言われてるよ。あそこを利用する方は。ロープをちょっと外してくれよと。余り四角四面ではなしに、あのロープをちょっと緩めても構わないでしょう。ちょっと奥のほうまでいったら、10台ぐらい中へちょっと待機できる。奥まで車を入れる人は誰もいないので、それぐらいやってくれるのだったら、そんなに県も国も怒れへんと思う。怒ってきたら、あ、

緩んでるってちょっと引いたらええんやいしょ。それぐらいのことせなんたら、一遍見てな。物すごいわ。

ロータリーがあるでしょう、特に女の人のエスティマとか、ええ車に乗ってきている、女の人が迎えに来ちゃんのなあ。駐車して、このかてがあるんで、こすったら悪いのでできるだけこれぐらいあいてある。このぐらいあかれて駐車したら、右側が今度は通れんよ。何とかせえよと言っちゃう人もあんねん。そりゃそうや、行けんのやから。ほいで、あそこ本当にぐだぐだ、タクシーの有鉄も有交もあの人ら置けんのやて。ほんまに非常な状態になっているので、ロープぐらい何とか。これだけ言ったらあしたから緩めてくれると思うので、ひとつ、その点、よろしく頼みます。

それと、特急利用者、無料券出しちゃらなあ。こんな事例もあるねん。これも一遍考えてくれよ。というのは、ある人が広島まで往復、当日、券を買いにいった。広島やから、朝早いから前の日に買いにいった。特急券も、往復券、新幹線行ってきて、晩に戻ってきて、その人が朝、5時22分かな、特急はとまりませんわ、あそこ、特急券を買っているんだけど、海南駅から乗って、新大阪へ行って、広島へ行って、用事を済ませて帰ってきた。あそこは無人ですわな、職員は来ていない。帰りも10時何ぼのやで、もちろん無人です。券をおくれよと、それはあかんねんて。広島まで行くんやでと。100キロメートル以上あるでしょうと言ったら、無人やから判をつけんねんと言われたということです。なぜよと。それやったら東京へ朝、行くのはあかんのかと言ったら、駅員ないからあかんと言われたと。ちょっとそこで怒りはせんけれど言ったら、役場へ言ってくれと。うちと役場の契約だと。うちでは解決できへんので、その駅員が。また、昼に行ったらしい。役場へ言うてくれということなんです。

そこらも臨機応変というのか、わざわざ東京や広島まで、往復で行って、朝、駅員がないから無料駐車券を渡せんとか、確認できんのかというようなことではなしに、何十人もないと思うので、やはりそこらの配慮もしていただきたいと思うんですけど、その点、ロープの件と駐車券の件、それはどう思いますか。それもお聞きしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

藤並駅、特に朝夕、あるいは雨の日の混雑、私も承知しております。ただ、行政がもうちょっと緩んであったよと、そういうことには、なかなか。もし万が一、事故でも起これば全て行政の責任ということになってきますので、それよりか、県と国に交渉して早く解除してもらおう方法。今回、タクシーのとめ場も移動させて、それもタクシー業者とも話は済んでおります。今回の改修でタクシーの置くところ、奥へ入れてもらったりします。

それと、特急の件ですけれども、広島へ行くのに海南から乗ったという話。これはあくまでも無料サービスについては藤並駅から特急に乗るということで、これは実は町単独でやっているのではなく、JRも負担してくれております。無料の駐車場の券については。早朝でそういう不便があるようで、一遍検討させていただいて、JRとの協議も、特によそから乗って藤並へ置いてというのは、JRとの協議も必要でありますので、これからも協議していきたいなと思っております。

○議長（湊 正剛）

答弁漏れはありませんか、佐々木君。

○7番（佐々木裕哲）

はい。

○議長（湊 正剛）

それではここで暫時休憩いたします。

10時55分より再開いたします。

~~~~~

休憩 10時41分

再開 10時55分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 4番（林 宣男）……………

○議長（湊 正剛）

続いて4番、林宣男君の一般質問を許可します。

4番、林宣男君。

○4番（林 宣男）

議長の許可をいただきました。御質問させていただきます。

先ほど、佐々木さんが熱弁したので、ちょっとやりにくいのですが、2点ほどお答えいただきたいと思います。

まず、有田川町下津野1983番地にある、空池、通称ひょうたん池の有効利用についてであります。この池は長年水をためず、今では雑草が生い茂っております。貯水しなくなって、もう20年以上がたつと聞いております。今は水利組合の人たちが毎年ボランティアで堤防の草刈りをやっていただき、きれいにしてくれております。現地は旧吉備町のほぼ中央に位置し、行政の施設にも近く、JR藤並駅、阪和自動車道、また吉備バイパスのアクセスにもすぐれた利便性に富んだ位置にあります。また、現地は丘陵地にもあり、災害等のリスクも低く、面積も2,871平方メートル、約3反あります。このまま放置するのはいかにももったいないと思われま

昨年の5月に植野、高瀬、一ツ松、土生の区長さんから要望書が出されております。子どもたちが安全に遊べる場所、またグラウンドゴルフ等、高齢者も身近にスポーツを楽しめる場所、自主防災組織の野外活動ができたり、大災害時の一時的避難場所にも適しており、さまざまな用途の利用が可能だと考えられます。前例として有田川町小川区にある岡池はチューリップやシバザクラのような花を植えたり、またサツマイモ、ジャガイモを植え、保育園児や小学校の児童が芋掘りを楽しんでいると聞いております。ひょうたん池につきましても、このような利用を今後、考えていただけないでしょうか。

また、とっぴな発想になりますが、遠方より和歌山市内の高校に通学している学生の親御さんから、駅近くに清水地区などから遠距離通学を余儀なくされている学生向けの宿泊施設、下宿の設置を望んでいるという意見を聞いております。御検討いただけないでしょうか。

次に、ミカン栽培の実情と人手不足についてであります。例年、インターネットなどを通じて、県内外からグリーンサポートとして100人弱の若者が有田地方へミカンの収穫のアルバイトに来てくれていると聞いておりますが、宿舎等、受け入れ態勢が十分整っていないのが現状であります。個人的に契約し、その農家にいい待遇で住み込んでいる若者たちも多いようですが、町内の、ある民間企業が仮宿舎を提供していますが、お風呂、食事等の問題で大変御苦労されているようであります。古民家を貸してもらってはどうかなどの意見もあるようですが、防火の観点から難しいのではないかという意見もあり、なかなかうまく行っておりません。

そこで、何とか町のほうで農協にも御協力いただいて、検討していただけないでしょうか。昔は農協がミカン収穫のアルバイトを仲介してくれていたことがありますが、今は農協が仲介してくれていないようであります。このままではミカン産業は衰退していくように思います。やはり、有田川町はミカンの町ですので、行政のお力をお借りしたく思います。どうか御検討をよろしく願いいたします。

御答弁をよろしく願いいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

林議員さんにお答えしたいと思います。

ひょうたん池の問題については、10年ほど前だったと思いますけれども、ある議員さんからも御質問をいただきました。ひょうたん池については20年ぐらい水がたまっていないということで、恐らく今、入れてもたまらない状況だと思っています。ただ、この池については水利組合というのがあって、今でも草刈りをやっています。したがって、水利権というのは今のところ存在しております。

議員、御質問のように有効利用するには、まず水利権を放棄していただかなければ

ならない。現在のところ、まだ同意をいただけていないということを知っております。有効利用についてはいろいろ考えられると思いますけれども、このような状況でありますので、利用方法についての答弁は差し控えたいと思います。

ひょうたん池については地元区のほうからも要望書が上がっていることも承知いたしております。町としましては、今後とも水利組合と交渉を進めながら、もし放棄いただけるのであれば、また使途を考えていきたいなという思いであります。

それから、ミカン栽培の実情と人手不足の対応についてということでもありますけれども、議員がおっしゃるように、有田地域では特にミカンの収穫時期に、各農家では人手が多く必要となっております。湯浅のハローワークでも9月から求人申し込みがふえており、昨年10月から12月までの3カ月間、必要とする求人広告は100件ほどあり、300人の求人広告がされたと聞いております。この求人についてはほとんどが通いができる対象で、交通費の支払いもないのがほとんどの状況であります。

また、県では農家の季節的労働力を補完するため、グリーンサポートという求人システムを構築しています。この求人情報では有田地域で18件登録されておまして、うち4件が有田川町内で、いずれも宿泊施設の用意がされていると聞いております。今のところ、町の事業において宿舎的な受け入れの施設を整備することにつきましては考えておりませんが、今後は住民の方の声を聞きながら、空き家などの情報提供をできないか、また廃校舎等の活用についても考えていきたいなと思います。

それから、遠距離通学、これは高校生の遠距離通学ですがけれども、これはあくまでも町がやるのではなくて、県がこれはやるべきものだと思っています。また、そういう要望があれば、県のほうにも私のほうから要望していきたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

4番、林宣男君。

○4番（林 宣男）

丁寧な御答弁をありがとうございます。

1点目の、ひょうたん池の件ですがけれども、天満水利組合の人たちとも紳士的な話し合いを行っていただいて、大体向こうも応じてくれるように思うのですが、双方にとってよい解決をしていただきたい。いずれにしてもひょうたん池は貴重な場所にありますので、有田川町としても価値ある利用を強く要望いたします。お願いいたします。

2点目のグリーンサポートの件でございますが、去年は週末に日曜日に雨が多くて、当てにしていた若い人たちの労働力というのが奪われて、ミカンとりが随分ずれ込んだように聞いておりますが、また農業に従事する人たちの高齢化も懸念されております。

そこで、我が町も本腰を入れて、インターネットなどを利用して、グリーンサポートの呼びかけをしていただけないでしょうか。人手不足の解消になるのではないでし

ようか。御検討いただきたいと思います。部長さん、よろしくお願いします。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

天満水利組合、そういう話であれば、もう1回、交渉に行かせていただきたいと思っています。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、季節的労働者を確保する方法としましては、3点ばかりございまして、多分、御存じのことだと思えるんですけども、ハローワーク、職業安定所を利用する方法、それとか、新聞、雑誌の求人欄を利用して、直接募集する方法、あるいはシルバー人材センター等を利用する方法等々がございまして、これを利用されますよう、PRしていきたいと、そのように思っております。

それと、また、県のほうでグリーンサポートという求人システムを立ち上げております。これも町のほうで独自にそのようなことができないか、ちょっと検討させていただきたいなど、そのように思っています。

○議長（湊 正剛）

以上で、林宣男君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 8番（岡 省吾）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、8番、岡省吾君の一般質問を許可します。

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、8番、これから通告のとおり一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は通告書に記載がありますとおり、住みよいまちづくりのための基本となる長期計画についてということと、子どもたちの確かな学力にということについて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、初めに、住みよいまちづくりのための基本となる長期計画についてということでございます。有田川町も合併してから、はや9年、来年の1月1日をもって、節目の10年を迎えることとなります。この間、町長を初め、執行部、議会、住民の皆さんが一丸となって、住みよいまちづくりに取り組み、有田川町の発展に力を尽くされ、県下においても誇れる町として成長してきたと思います。

しかし、その一方、有田川町のみならず、全国的に大きな問題ではありますが、少

子高齢化による人口減や、ふえてくる限界集落などの過疎問題に頭を痛めるところであります。今後、ますますの町発展のために、これからも種々の政策的、また財政的な課題もあろうかと思いますが、過疎地域へも変わらず温かい光を当て、有田川町全域の発展を切に願うところでございます。

合併後のまちづくりの基盤としては、長期総合計画を策定し、これを素地として歩みを進めてきたところであると思います。この計画は10年間の長期計画として策定されたものでございますが、最終年度に差しかかりました。次の年度にはこれまで10年間の長期総合計画を精査して、また未来に向けての新たな計画を策定されるものと思います。そのような背景の中で質問をさせていただきます。

現在、私は障害者計画及び障害福祉計画策定委員として計画に参画させていただいております。この計画につきましては、近々、議員皆様にお目通しいただけることになるとと思いますが、障害を持たれている方や、障害児をお育てになっている親御さんの声をよくリサーチし、全ての障害のある方の自立と社会参加の実現のため、福祉課職員の御努力、また策定委員皆さんから出された活発な意見が反映され、素晴らしい計画へとでき上がってきている段階でございます。その策定委員会で出された委員さんの意見で、私も全く同感する点がありまして、これは次の長期総合計画を策定する上でも共通する大事なことであるとの思いから申し上げるものでございます。

計画とは町の将来が今以上にますます発展となるものへとするために、非常に重要であることから、未来へ向けての設計図ともいえるものであると思います。当然、絵そらごとではなく、現実の状況を踏まえて新規の施策や、改善すべき点などを精査して、その実現に向けて取り組むのが当然の姿であると思います。

計画を立て、実行に移す過程においては、やはりその都度、計画の達成状況の点検や、評価を検証することが非常に重要であると思います。そのためには俗に言うPDCAサイクルをどう生かすかが極めて重要になってくると考えます。釈迦に説法かと思いますが、PDCAのPとはプラン、目標を設定して、それを達成するための行動計画を作成すること。Dとはドゥー、計画に沿って実行することです。Cはチェック、結果と当初の目的を比較して、問題点の洗い出しや要因の分析をし、Aのアクト、改善に取り組むという一連のサイクルのことです。当然、町としてもこのことを重視されているものと思いますが、まちづくりの基本として、歩みを進めてきた現在までの長期総合計画について、PDCAサイクルをどう生かされてきたか、また今後、策定されていく計画にどう生かしていくかの展望についてお聞かせください。

また、計画には目的によって課をまたいで取り組む案件も数多くあろうかと思いますが、例えば、障害児福祉では、教育部門と密接にかかわり合いの持つ課題や、観光振興にも道路などの交通基盤整備促進には、産業部門と建設部門との連携が特に必要であります。例を挙げればまだほかにもあるかと思いますが、それら課にまたがる課題を共通の問題意識として共有し、課と課同士の横の流れを水通しのよいものにして、

取り組まれないと。これにつきましても、今まで当然そのようにされていることと思いますが、この機会にこのことについてもどう取り組まれているか、お聞かせ願えればと思います。

続いて、2点目として、子どもたちの確かな学力にということでお聞きいたします。前回、12月の議会、一般質問で同僚、3番議員さんの質問と同じようなことで重複いたしますが、私も大変大切なことだとの思いから、このたび質問するところでございます。

全国学力テストの結果では、和歌山県は全国でも下位の順位であったということがあります。学力の向上には全ての科目に相通じることではありますが、まず基本的に問題文を理解することの国語力強化が絶対的に必要であるとの教育部局の見解に私も同感であります。昔から言われております、読み、書き、そろばんの教えがやはり現在でも非常に重要であると痛感するところでございまして、国語力を強め、考える力を養い、確かな学力に結びつけるという意味から、その国語力をどう強めていくかが今後、子どもたちの学力向上に向けて大きな課題になると思われまます。

有田川町は他市町村と比べましても、公立また学校図書館の充実に先進的とも言うべき取り組みをなされており、子どもたちが気軽に本と触れ合える環境が整備されております。しかし、当然、ふだんから読書に親しむ子どもと、そうではない子どもが混在することが事実でございます。読書の興味の薄い子どもたちに対しまして、強制的に読書を推奨してもなかなか身につかないのが現実でありまして、いかにうまく触れ合える機会をつくれるかが思案のしどころかなと思うところでございます。

そのような中で、町が現在取り組まれている、学校図書館司書の役割はかなり大きなウエートを占めるのではないかなと思うわけでございます。聞くところによりますと、学校図書館司書の仕事は授業のサポートだとお聞きしております。教科書だけの授業だと、教科書に書かれている中身の決まっただけの知識しか得られないのを、図書館にあまたある図書の中から関連書を選び出し、副教材を提供することによって、知識の幅を広げようというのが狙いであるようでございます。無論、教科書の内容、中身が悪いと言っているのではなく、ほかの参考資料をうまく授業に取り入れ、より深く知識を掘り起こす、この方針はなるほどよい取り組みだと思えます。簡単に仕事内容をお聞きしただけでありますので、ほかに学校図書館司書について詳しいことはわかりませんが、その他どのような役割を、この学校図書館司書に求めているのか、あればまずお聞かせ願いたいと思います。

また、図書館書物に関してでございますが、町内の公立学校図書館には合計何万冊の書物があるのでしょうか。それから、子どもはどうしても影響を受けやすいことがありますから、その中に子どもたちの目に触れるには不適合と思われる粗悪な書物は置かれていないでしょうか。またチェック体制はどうでしょうか。それらをお聞かせ願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員さんの質問にお答えしたいと思います。

1つ目の住みよいまちづくりのための基本となる長期計画についてでございますけれども、合併後、第1次長期総合計画を作成するに当たり、住民意識調査を実施して、住民の方々が現状にどれぐらい満足しておられるのか、どのような課題があるのか、また、どのような施策が必要とされているのかを調査させていただきました。その結果をもとに、各地域、方面から選出させていただきました審議委員会の委員の皆さんに十分、検討していただきながら、計画を策定した次第であります。

そして、5年後に第1次後期基本計画を作成するに当たり、再度、住民の意識調査を実施して、基本計画の達成状況や成果を検証し、その結果を踏まえて、後期基本計画へと結びつけてきたところであります。

第2次長期総合計画の策定におきましても、住民の方々に意識調査を実施させていただき、10年間の成果を検証するとともに、今後においても何が求められているのかを十分把握した上で、審議委員の皆さんに御協議をいただきながら、計画を策定してまいりたいと考えております。

また、課をまたがる課題につきましては、ふだんより庁議等で、いろいろな課題があります。問題意識を共有するように努めているところでありますけれども、長期総合計画の策定におきましても、各課から選出された職員で組織する庁内策定委員会を設置して十分検討し、問題意識を共有することにより、よりよい計画にしてまいりたいと考えております。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

岡議員にお答え申し上げます。

学校図書とは学校図書館法2条で、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童、生徒の健全な教養を育成するということに定義されておるところでございます。

その中で学校図書館司書の役割は、御指摘のとおり、学校図書館を運営するのみならず、本町の狙いとしては、児童、生徒の読書指導はもとより、教員をサポートし、資料の提供などを行うことが重要な業務と考えているところでございます。

また、御質問の蔵書数については、町立の公立図書館においては約17万5,000冊、学校図書館については約12万5,000冊となっております。もちろん、公共の用に供する図書でございますので、子どもたちに悪影響を及ぼす本や、いたずら

に興味本位に助長させるような不適合な書物は置いてごさいません。チェックについては、県青少年男女共同参画課が指定した有害図書リストを参考にしていることはもちろんのこと、選定の段階で職員並びに教員が内容のチェックを行い、適正な書物を購入することにしておるところでございませう。

以上でございませう。

○議長（湊 正剛）

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、1点目でございませう。これまでも計画の達成状況の点検や評価を検証されているということで、今後、計画されている第2次の長期総合計画や、また、ひと・まち総合戦略ビジョン等の作成についても、その都度の検証をいただき、実情に合わせた実りのある計画、また、その実行に向けて取り組まれたく思います。

合併に際しましては、合併特例債を見込んで、過疎債、辺地債を絡めながら、各旧町からかなりの数のハード面、またソフト面からの事業を積み上げられて、計画してきたと思います。記憶では、大きなものから小さいものまで、数百の事業があったと思います。それぞれにA、B、Cのランクをつけて、緊急性や重要性を重視しながら、事業化してきた経緯だと思いますけれども、人口形態や地域状況を考えたときの費用対効果と申しましませうか、さまざまな要因から、今後、事業が難しい計画もかなりの分、あるかと思ひます。合併時に計画したメニューの現在までの進捗状況はどのぐらいの割合か。また積み残しの計画について、今後の方向性をお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、2点目の子どもたちの確かな学力にということでございませう、ただいま教育長から学校図書館における法的な解釈と、また図書館司書の役割をお示しいただきました。やはり、学校現場において教員と図書館司書が強く連携を保つことで、その効果も十二分に発揮できるものと思ひながら聞かせていただきました。

しかしながら、いまいち、図書館司書について重要性というか、その役割というのが見えにくいかなと思ひるところもございませう、具体的に学校での生かし方とか、その重要性をかみ砕いて、わかりやすく御説明いただければありがたいかなと思ひますけれども、どうでしょう。

また、ネットなどを調べてみますと、図書館司書の取り組みについては、島根県が物すごく先進的にやられているようで、松江市などでは全校に1名の図書館司書を配置しているという例がございませう。また、その結果も効果として出ているようでございませう。

そのような他府県の取り組みの中でも、和歌山県の取り組みはまだまだ途上かなと思ひるところでございませう。当然、この取り組みを軽んじているわけではないと思ひま

すけれども、この際、和歌山県教委の方針や取り組みについて把握しておればお聞かせ願いたいと思います。

また、図書館における蔵書に関連しての答弁も賜りました。公立、学校、合わせての図書館に合計30万冊の蔵書がある中、子どもたちが読むにたえない不適合な書物は選書の段階でチェックして、置いていないということでありました。今や、ネットではとんでもなくショッキングな画像や残虐な映像がはびこって、社会問題になっておりますが、図書に関しては有害な書物が紛れ込まないように、今後ともチェック体制を万全にしていきたいと思います。

先ほどの再質問について、お答えをお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

合併時に計画していた事業、どれぐらい実施できたのかという御質問でございます。合併時後、10年間の財政見通しでの普通建設事業費は330億円を見込んでいました。うち、事業実施が決定していたAランクの事業についてはおおむね完了しております。事業実施が見込まれるBランクや構想段階のCランクの事業につきましては、合併後10年間の財源枠を設定した場合の実施可能額を想定して計上したものでありますけれども、平成25年度までに実施した普通建設事業費の総額は、災害復旧の費用は入っていませんけれども、約368億円で、Bランク、Cランクもある程度の事業が実施できたと思っております。実施できていない、積み残しの分についても今後、財政状況を見ながら実施できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。岡議員さんの御質問について、お答えしたいと思っております。

学校図書館につきましては、ただいま教育長が説明させていただいたとおりでございます。その役割は大変大きなものがあるというふうに認識しておるところでございます。教育長の補足にはなりますけれども、学校図書館というのは図書の資料を通じて、児童の想像力を養い、また学習への豊かな心を育む場所でもあるということでもございます。これは、いわゆる読書支援というふうなところが1つでございます。

2つ目につきましては、学習につきまして、自発的、また自主的な学習活動を支援するというふうなこととともに、情報の収集であるとか、選択であるとか、また活用能力というのを育成していく、いわば学習情報センターという機能が2つ目でございます。

3つ目は教員のサポートということでございます。

4つ目といたしましては、放課後の居場所づくりというふうなところがございます。

これら、学校図書館には大きな4つの機能があるというふうなことでございます。

この大きな4つの機能に全てかかわっておるというのは学校図書館司書という立場の方でございます。まず、1点目の読書支援につきましては、読書活動ができる図書を選定や環境の整備をするということでございます。

2点目の学習情報ということにつきましては、調べ学習というのがございます。最近インターネットであるとか、簡単に調べられたり、みずから調べないで聞くというふうなことがまかり通っておりまして、学校図書館ではそうではなくて、みずから調べるというふうな力を養っていくというふうなこと、ここが一番重要なことだというふうに思っております。調べ学習などの指導をしていくというのも大きなところでございます。

3点目の教員のサポートについては、教員とともに資料を収集しながら、また学校図書館司書も指導もサポートしていくというふうなことでございます。

4点目につきましては、居場所づくりということで、教室内の限られた人間関係だけではなくて、固定された人間関係から離れて、子どもたち、さまざまな人々との生徒間同士のつながりをサポートするというふうなこと、安心、安全に過ごせる放課後というふうなことも目指していくところでございます。

さて、以上のことが図書館司書についてございます。議員、御指摘の島根県のことでございます。島根県は大変進んでおりまして、県が費用の半分を補助していただきまして、学校図書館司書を配置しております。ですから、先ほど御指摘のとおり、島根県では、松江市では、全部で49校あるんですが、49校全部に学校図書館司書が配備されております。大変うらやましい限りでございます。

和歌山県におきましては、残念ながら学校図書館司書というのを置いているところは、我が町を含め、本当に数町、数えるほどしかございません。二、三しかございません。というところで、我が県では市町村の自己負担というふうなことになっております。なかなか予算が全市町村、厳しい状況ではある中で、私どもはやはり子どもたちの確かな学力のために、できるだけ置いていきたい、ふやしていきたいというふうに考えるところですが、県ともお話ししておるんですが、なかなかそういうふうな補助金制度がないのが実情です。今後とも県にはぜひとも、そういう制度を導入していただくというふうなことを改めてお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（湊 正剛）

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

最後の質問でございます。

ただいま、部長から図書館司書の具体的な学習方針についてお示しいただきました。現在、有田川町では図書館司書を4名配置されているということでございますけれ

ども、今後、将来的には、この人数、また人員配置、学校図書の整備を今後どう考えているのか御答弁をお願いしたいと思います。

最後に、毎年、全国学力テストの結果が公表されるたびに、一喜一憂する自治体の反応といいたいでしょうか、右往左往してどたばたするような光景がよく取り上げられません。皆さん、どう感じるかわかりませんが、私自身は少し違和感を感じるころでもございます。といいますのも、当然、子どもたちの学力が向上されることが一番望ましいわけでございますけれども、子どもたちの教育レベルの物差しをテストの点数だけで評価し過ぎる、現在の取り巻く風潮もどうかと、私はそう思うところでございます。点数にあらわれない自主性に富んだ教育や、道徳心を養う教育なども極めて大事であると思いますから、また次の機会にでも、ゆとり教育も含めた教育のあり方について質問してみたいと思います。

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。図書館司書についてということでございます。御指摘のとおり、現在4名の図書館司書を置かせていただいております。これは学校図書館を整備したところから随時置かせていただいておりますというふうなことでございます。現在のところの4校というのは公共図書館との連携というふうなことも考えまして、いわゆるネット環境があって、公共図書館とすぐにリンクできる、吉備地区の4校というふうなのを2年かけて整備させていただきました。公共図書館とやりとりができるようになって、学校の図書のみならず、学校からパソコンをたたくと公共図書館の本が全部出てきて、それをデリバリーできるというふうな形で仕上がっております。

次年度、この4月からなんですけれども、学校図書館支援センターというものを立ち上げていきたいというふうに考えております。センターを立ち上げて、公共図書館と学校を結んでいくというふうなところをサポートしていくというところでございます。この4月からは金屋地区の5校の学校図書館整備を行いたいというふうに考えております。

再来年度につきましては、清水地区の学校まで整備していくというふうな計画となっております。最終目標は各学校の学校図書館が、地域に開かれた公共図書館というふうな形で機能を有すれば理想的なことだと、私は考えております。遠くの図書館に行かなくても近くの学校に行けば図書が読めるというふうなところ、利便性を高めていきたいというふうに思っております。

学校図書館司書については、現在4名なんです、各校に1名というのが基本でございますけれども、なかなか財政上のこともあって難しいかとは思いますが、少なくとも吉備には4名おりますので、金屋では2名、清水では1名程度置いていきたいな

というふうには考えております。できれば、そこら辺で国の支援、先ほどの県の補助金制度等々があれば、大変スムーズに行くかなというふうに考えておりますので、県への対応も随時お願いしていききたいというふうなところでございます。

最後に、議員御指摘のとおり、学力テストのことでございますが、残念ながら和歌山県、国語力が最下位というふうなことで、まことに憂慮しておるところではございます。ただ、確かに学力テストというのは1つの目安にすぎません。教育の効果をはかるものではございますが、目安ではございます。

やはり、子どもに必要なのは、議員御指摘のとおり、確かな学力というふうなものだと思います。学力テストで点は何点というのではなくて、そういうような小さいところではなくて、本当に確かな学力、実力というふうなことだと思います。それには、やはりみずから学び、自立していく力というのが必要でございます。プラスいたしまして、点数にはあられないところの豊かな心や発想力、そして自立を促す教育というのが大変大事なところだと思います。

また、佐々木議員からも御指摘がありましたとおり、道徳というのも重要なファクターであるというふうに考えております。教育に関しては本当にいろいろなことでありまして、完全な答えはありませんけれども、言えることというのは生きる力を確実につけるということであり、仲間を大切にすることであり、また自分を大切に、ふるさとを愛する心を育成したいというふうなことでございます。

今後とも、教育は町の根幹であると考えておりますので、皆様方の御指導、御鞭撻の上、本当にすばらしいまちづくりを未来の子どもたちに託していきたいというふうに思っております。どうぞ御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

以上で、岡省吾君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

休憩 11時39分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順5番 3番（辻岡俊明）……………

○議長（湊 正剛）

続いて3番、辻岡俊明君の一般質問を許可します。

3番、辻岡俊明君。

なお、辻岡君より、資料の配付を求められていますので、これを許可し、お手元に配付します。

○3番（辻岡俊明）

ただいま、議長より発言の許可がおりましたので、質問させていただきます。今回、私の質問は2件であります。

まず、1件目、工業団地周辺の雑木林の整備についてであります。我が町には湯浅御坊道路を挟んで、東側と西側に1カ所ずつ、計2カ所に工業団地があります。東側は奥地区内にあり、道京工業団地と言われ、西側のそれは熊井地区にあり、吉備工業団地と言われています。それらの工業団地が竣工になって約25年になります。そのうち、吉備工業団地のほうは工業団地造成以来、当初計画のように周辺整備されることなく、今日に至っています。そのため、周辺の土地には雑木が生い茂り、今ではイノシシの隠れ家や通り道と思われるものできています。そのイノシシにより周辺の畑が荒らされ、ミカンの被害も後を絶ちません。去年は民家に5メートルほどの距離にまでイノシシ被害が迫りました。幸い、人的な被害はありませんでしたが、いつ被害が出てもおかしくない状況です。

一方、東側にある道京工業団地周辺の土地はきれいに整備されており、イノシシの出没事象がありません。そのため、イノシシによる被害も今のところはありません。

そこで、イノシシによる人的被害の予防と景観美化を兼ねて、吉備工業団地北側にある雑木林の整備をしてはと考えていますが、町長及び関係部長の所見をお聞きします。

先ほど、配付された資料をごらんください。左上から順番に、①から⑤まで、写真に番号を打っていますけれど、①の写真は住宅、大体5メートルのところに迫ったイノシシによる被害状況の写真であります。大体、畑、深いところで50センチメートル余り、平均して30センチメートルぐらいは掘り起こされています。これは恐らくミミズを捕獲するために、イノシシがずっと掘っていったものと考えられます。こういう状況が数メートルにわたって、あちこちにあります。これは一番民家に近いところの写真をとりました。右上の②の写真は御坊湯浅道路の東側にある道京工業団地ののり面であります。その右側、ほんの一部でありますけれど、道路が写っています。その下の③、この写真は湯浅御坊道路ののり面であります。そこにちゃんと道路が写っております。その下、④が工業団地周辺ののり面の状況であります。木の下はきれいに整備されております。そして、その左⑤、これが私が今、言いました、吉備工業団地北側の雑木林であります。当初計画では③か④のような状況の整備計画があったようですが、そういうことがなされずに、ずっと25年間ほどたつて今日に至っていますので、そういう状況にあります。①の写真の家は⑤の写真で一番右側に写っている民家であります。

続いて、新教育委員会制度について。教育は人づくり、まちづくり、国づくりの基

本であり、まちの力や国の力を育成するものであると考えています。その教育に大きく影響する、教育委員会制度が今、変わろうとしています。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が昨年6月に改正されました。そのことにより新たな教育委員会制度が誕生し、教育委員長と教育長を兼ねた、新たな役職の教育長が設けられました。

そして、町長が設置、招集する総合教育会議というものが新たにできることになりました。この総合教育会議は町長と教育長と教育委員で構成されることとなります。有田川町の新制度への移行は数年先と聞いていますが、新年度より県及び一部市町村では、この新制度に移行することとなります。

そこで、新制度は今までの教育委員会制度と比べ、大きくどこがどのように変わるのか、そしてこの改正は教育の中立性が担保され、教育の目標である人格の形成に役立つ改革となるのか。また総合教育会議設置のメリットとデメリットは何か、町長及び教育長にお聞きします。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

辻岡議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

1つ目の工業団地周辺の雑木林の整備についてでありますけれども、議員、御指摘の雑木林につきましては、旧吉備町のときに、昭和57年度から農村地域工業導入実施計画を立てて、企業誘致を図り、吉備町土地開発公社が用地を取得して、和歌山県に売却し、県が熊井工業団地として造成したものであります。

その後、県の企業局が企業誘致を実施し、平成3年から平成4年ごろから共同印刷、住友電工産業電線、新幸機械製作所の3社が操業開始しております。現在、新幸機械につきましては休業中であります。

その緑地帯である約2万6,000平方メートルは平成3年3月に県から町へ譲渡されたものであります。御指摘の雑木林は、この緑地帯の一部であり、毎年5月に緊急雇用のイメージアップ事業により、下草の刈り取りを行っております。最近では特に樹木が生い茂っており、日照時間やイノシシが生息するなど、近隣の住民や畑地に影響を及ぼしている現状にあります。その対策といたしまして、このたび金屋森林組合に依頼し、約3,000平方メートルを早急に伐採することにしております。また、今後におきましても、代替え池の維持管理も含め、熊井地区と協議をしながら、周辺整備などを行っていきたいと考えております。

2つ目の新教育制度についてであります。教育委員会制度については平成27年4月から施行されます。新制度の趣旨といたしましては、教育の政治的中立性、継続性、

安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化と、迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携強化を図るというものでございます。従来は教育委員5名の互選で決めていた委員長の職がなくなり、委員長と教育長を兼ねた新教育長を首長が任命し、議会の同意を得ることとなっております。新教育長の任期は3年で、教育委員は4名となり、任期は4年となります。新教育長は新教育委員会の代表として事務局を指揮、監督する立場となります。

総合教育会議は首長が招集し、首長と教育委員会で構成されます。この会議において協議を行い、教育振興に関する基本的な方針を策定し、重点的に講じる教育施策や緊急的な課題について協議、調整することとなっております。

総合教育会議のメリットといたしましては、首長と新教育長、教育委員会が三位一体となり、より密に意見交換ができ、教育条件の整備などの重点施策についての対応がスムーズに図られること。そして、緊急な事態が発生した場合にも対応がスムーズに行えると考えております。

また、教育長の責任の明確化が図られ、教育委員会の主宰者として任に当たることが明確化されるということになります。

以上です。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

辻岡議員にお答え申し上げます。

町長の補足説明とさせていただきます。改革の要点については、町長の答弁のとおりでございます。教育委員会制度につきましては平成27年4月から施行されますが、経過措置として、現在の教育長が任期満了まで現行制度が続きます。したがって、新制度に完全に移行するのは、私の任期が終了後ということになります。

総合教育会議は平成27年4月から開催され、教育行政の大綱の策定等を行っていく予定となっております。

今後は首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題や、あるべき姿を共有し、それぞれの役割を果たしていくこととなります。

今回の主な改正点といたしましては、町長と説明が重複しますが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置される。2つ目には教育長へのチェック機能の強化として会議が透明化される、総合教育会議の設置となっております。これまでの教育委員会制度の課題として、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、さまざまな問題に迅速に対応しにくい、教育行政に首長のかかわりが希薄などという問題が指摘されておりましたが、今回の改正で教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、民意を代表する首長と連携強化を図る、より強固にされることとなっております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

御答弁、ありがとうございました。

まず、工業団地のほうでありますけれど、ありがたいことに、先ほどの町長の答弁にもあったように、一部をきれいにしてくれる、そういうことであります。この写真で見てもらったらわかりますように、物すごい広範囲にわたっております。道京団地のほうののり面とか、湯浅御坊道路ののり面のようになればイノシシもやってきません。最低でも右下の吉備工業団地ののり面のような形、イノシシが身を隠すようなところをなくせば、イノシシはやってきません。現状は、本当に行ってもらったらわかると思いますけれど、ここ、イノシシが通っているとか、ここで遊んでいるなどというのはすぐわかります。それほどになっています。だから、一部、やっていただくのは本当にありがたいと思っています。しかし、ことしだけで終わるのではなくて、これからも当初計画に近づくような形で森林、雑木林の整備をしていっていただきたいなと思います。

もう1つは、大きな道がすぐ横、団地へ行くための大きな道が通っていますし、ところが、企業しかありませんので夜はほとんど何も通りません。だから、悪いことに町内ではないと思います、他市町から不法投棄するのに格好の場所になっていますので、その跡もあります。そういう状況でありますので、ちょっときれいにすればごみはごみを呼ばないという、そういうことにもつながるかと思います。よろしく願いいたします。

続けて、新教育委員会制度でありますけれど、先ほど、教育長もおっしゃっていましたが、一般的に今の教育委員会は、我が町の教育委員会のことではありませんので、気を悪くしないでください。批判としてやはり、教育委員長と教育長の権限なり責任、どちらにあるのか、わかりやすく言えば、教育委員会の責任者は誰なのかと。教育にかかわったいろいろな事件が起こるたびに、そういう議論が出てきます。気の利いた組織を持っているところでは、教育長なり、教育委員長がすぐに出てきて、事件なりに対応しておりますけれど、一番ひどかったのは大津の中2生がいじめによって自殺した。そのときの対応は私も見ていて、どうなっているんだと思いました。何かといったら、教育委員会の課長が出てきて対応する。教育委員長とか教育長はどうなっているんだと、私も思いました。あげくの果てに、そこの教育長が暴漢に襲われると、そんなことが起こりました。児童、生徒、保護者の、地域住民からの要望に対応できていないとか、月に1回か2回開く会やから、対応への機敏性とか、速効性、それが弱いとか、教育委員会が形骸化して、事務局案を承認するだけの機関になっていると、これが一般的な今の教育委員会に対する批判であります。

それを改正することもあって、新しい教育制度ができたのだと思っていますけれど、その中で、教育委員長と教育長を一本化するということで、1つは解決されたように思います。ただ、もう1つの、町長が主催する総合教育会議、これが新たにできるわけでありまして、これについては町長も新聞紙上でもわかっていると思うんですけど、町長の教育への関与が強まるのではないかと、町長の権限が強まってくるのではないかという、そういう心配がされております。先ほどの答弁では、首長と教育委員会との連携が密になる、その面は確かにいい面であります。物事が起こったときに緊急に対応ができる。これは本当にいい面だと思っています。

ただ、今の教育委員会制度はなぜできたかをちょっと振り返りますと、昭和23年に初めて教育委員会制度が誕生しました。ちょうど私の生まれ年と同じなもので、よく覚えております。今まで計6回の改正がなされてきました。昭和40年の間には1回、平成26年の間には今回の改正も含めて5回の計6回であります。平成になって急にばっと多くなったというのは、やはりそれだけ教育が注目され、また教育にかかわった問題がいろいろと発生したからだと思います。それに今の制度が対応できないからということで、改正が行われてきたものだと思います。そういうことで、一般行政からの独立を掲げて今まで教育委員会が運営されてきました。御存じのように、国は議院内閣制、ほかには、市町村、都道府県も含めて、二元代表制であります。だから町長は町民の直接選挙によって選ばれます。だから、物すごい権力があります。そのときの町長の仕分けによって振り回されることのないようにということで、教育委員会制度というのが発足したのだと思っています。

だから、みんなが心配するのはそこにあるのだと思っています。今の町長は大丈夫だと思っています。しかし、いつどうなるかわからないので、心配もしているんですけども、先ほど言った中で意思決定の迅速性、機動性に欠けるとか、月に一、二回の会議を開いているのが現状であります。今後、総合教育会議、町長はどれぐらいのペースで、またどんなときに開催しようかなと思っているのか質問させていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

答弁させていただきます。

先ほど、教育長のほうからあったように、現行の教育委員会制度ではいろいろなデメリットがある。まず、教育委員長と教育長の責任の所在が定かでないということで、御指摘のとおり最近、大津の事件で教育長と教育委員、あるいは行政にかぶせ合いをするような場面もたくさん出てきました。

今回、私も入るということであります。決して、私が入ったからといって、僕の意見をごり押しするというような考えは全く持っておりません。やはり、教育委員会、

あるいは新しい教育長としっかりと議論して、いかに教育ができるかということのみに主眼を置いて、これからも議論を重ねていきたいと思っています。今のところ、教育会議、年に何回開くかということはこの場では申し上げられませんが、できるだけ多く会が開けるように、これからも努力していきたいと思っています。

道京団地の雑木林、今回、3,000平方メートル、これを金屋森林組合にやってもらうのですけれども、また様子を見て、随時やっていきたいと思っています。開発については今まで、代替え池については熊井の方々にも随分お世話になっていきますので、今後の開発については熊井区の皆さん方と相談しながら進めていきたいなと思っています。

○議長（湊 正剛）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

3回目、最後になります。

町長の会話の中で一番心配されるのは、先ほども言いましたように、振り回される、もっと言えば、政治的な中立性が損なわれる、それが心配の一番かなと思います。教育基本法第14条の第2項に、このように書かれております、法律に定める学校は特定の政党を指示またはこれに反するための政治教育、その他政治活動をしてはならない。これは教育委員会の独立性が言われ、教育委員会の中立性、それが言われる根拠であります。

今、わかっているところで、新教育長とか、総合教育会議にかかわって、文部科学省の見解、ちょっと最後に話して、三角部長が今回でもって勇退されます。長い間、教育委員会の仕事に携わってきて、総合教育会議とか教育委員長とか教育長のことにかかわって、感想があればお聞きしたいなと思っています。

新教育長に関して、文部科学省の見解でありますけれども、首長が議会の同意を得て、直接任命することとなるが、首長から指揮、監督を受ける立場ではなく、首長の部下となるわけでもない。総合教育会議に関しては首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけであります。それが文部科学省の見解であります。そのことを忘れずに我が町の教育の発展のために、今後も御尽力願いたいと思います。最後に三角部長の答弁だけを聞いて、私の質問を終了します。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。御指名でございまして、ありがとうございます。

私も教育に長らく携わらせていただきました。今回、やめる前に大きな改革というのが迫ってまいっております。議員、御指摘のとおり、戦後、教育委員会制度ができたときには、選挙制度というふうなものでございまして、そこから大きな変革がございました。ここにきて、御指摘のとおり、また首長との連携というふうな形になって

まいっております。

やはり、平成23年の大津のいじめ事件があつて、迅速に対応できないというふうなこと、また直接、民意を反映する首長がその場にかかわれないというふうなところ等々がございました。今回の改正ではそういうふうな部分を払拭して、迅速な対応ができて、なおかつ中立性を保っていくというふうなことがメインでございます。もちろん、若干まだ動いておりませんので、デメリットはあるかもしれませんが、現在のところはさまざまな検討を加えて、メリットというふうなところで走っておりますので、よろしく御理解いただきたいというふうに思っております。

ただいま、議員が御指摘のとおり、やはり一番大きなところは協議、調整に関する事項というふうなところだと思っております。大綱をまず作りまして、そこで首長と連携しながら、民意を反映しつつも、教育の中立を図っていくというふうなことでございますので、よろしく御支援のほどをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

以上で、辻岡俊明君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 14番（増谷 憲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回3つの問題で通告させていただいておりますので、順次、質問させていただきます。

まず、第1問は同僚議員も取り上げておりましたが、地方創生についてであります。この間、地方にかかわる制度設計と取り組みが何度か行われてまいりました。1つは1995年の地方分権推進法であります。このとき、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって、相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、行政サービスを進める上で、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ってまいりました。

その次に、2012年に地域主権改革が出てまいりました。地域のことは地域に住む住民が責任を持って進められるようにするためのものであります。

そして、今回の地方創生になるわけですが、地方創生がなされる、その前にタイミングよく増田氏の、いわゆる自治体消滅論を発表して、地方創生へと導いています。この地方創生のことは生き残りをかけて、自分たちでやるということであり、できなければ責任をとって、他の自治体と一緒になれということになります。今回の地

方創生はまさに今まで以上のものを含んだ改革になっています。

しかし、地方創生法第1条に目的が書かれていますが、本来の狙いはわかりにくくなっておりますけれども、例えば、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進するとあります。そして、同法第2条には、基本理念が書かれています。1つは国民が個性豊かで魅力ある地域社会において、潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて、環境の整備を図る。2つ目に日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来における、その提供の確保を図ること。3つ目に結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産、または育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう、環境整備を図ること。4つ目に仕事と生活の調和を図ることができるよう、環境整備を図ること。5つ目に、地域の特性を生かした創業の促進や、事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。6つ目に地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運用の確保を図ること。7つ目に、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら、協力するよう努めるとあります。

このようなことから、まず1点目として、地方創生が出される背景と、地方創生についてどのような認識をお持ちなのか、まず伺っておきたいと思います。

2点目として、総合戦略の策定についてであります。計画をつくってしまえば、後戻りのできない道に進んでいくことになります。そういう意味では十分な議論と英知を結集しながら、腹を据えて取り組むことが求められてまいります。ですから、安易に計画を委託してつくるのではなく、審議員を十分選定して、専門家を招き、策定していくべきではないでしょうか。

3点目として、補正予算に組んだ消費喚起などの事業では、国が商品券など、事例を示して誘導しましたが、この計画についても国は具体策を示しているのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

4点目として、有田川町の周辺部と中心部の著しい状況変化があります。こういう状況から有田川町が進めていかなければならない具体策をどのように考えておられるのか示していただきたいと思います。

次に2つ目の問題に移ります。国保税の問題であります。1点目として、国保税の引き下げを求めます。国保の被保険者は自営業や農家、5人未満の会社に勤めている方、非正規雇用者、年金暮らしの方々に占めています。国保被保険者世帯の所得状況を見ますと、所得100万円以下の世帯が60%前後を占めます。200万円以下の世帯が全体の80%を占めていることとなります。また所得がゼロの世帯、20%。

ひとり暮らし所得、ゼロ、固定資産税もかからない世帯数が8%あります。さらに、職業別で見ますと、無職が23%、年金その他の世帯が20%となっています。国保加入世帯は4,512世帯で、所得の内訳を申し上げますと、100万円未満の所得層が全体の約70%、100万円以上から200万円未満で全体の19%、400万円以上は全体の5%弱となっています。町の平均所得額は200万円前後で、国保加入世帯の所得が低いことがうかがえます。

また、軽減策として、7割軽減、1,860人、5割軽減、1,311人、2割軽減、1,306人となっています。国保税は医療給付費分、後期高齢者医療に係る支援金分、介護に係る納付金分の3つの合算額で計算されます。そして、3つのそれぞれ所得割、資産割、均等割、世帯割の合計額で計算されます。医療給付費に係る分として、国保課税所得に7.3%掛ける所得割額と、固定資産税に35%を掛けた資産割額、国保被保険者1人当たり2万5,500円掛ける均等割額、1世帯ごとの2万8,800円の合計額が、いわゆる医療費分の額となります。

同じように後期高齢者支援金分も国保所得割に2%掛ける分と固定資産税に10%掛ける資産割額、被保険者1人当たり6,900円掛ける均等割額が、1世帯当たり7,800円かかる世帯割額の合算額が後期高齢者支援金分となります。

同じように介護に係る介護給付金分は国保課税所得に1.7%を掛ける所得割額、固定資産税に6%掛ける資産割額、被保険者1人当たり7,800円を掛ける均等割額、1世帯ごとに4,800円の世帯割額の合算額が介護納付金となります。

このように、国保税は所得がなくても国保税が課税される仕組みになっています。特に固定資産税による資産割額は医療給付費の100分の35、後期高齢者支援金分では100分の10、介護納付金で100分の6で、この3つの合算額で課税されますから、国保税が高くなってまいります。

ところで、生活困窮者への軽減措置は被保険者1人に課税される2万5,500円と、1世帯にかかる世帯割の2万8,800円の合算額に、それぞれ所得状況に応じて7割、5割、2割を掛けた額が軽減されるだけであります。ですから、固定資産税のかかる分、資産割の軽減措置がありません。資産割が高くなるので、税率の引き下げ、あるいは、均等割や世帯割、所得割の率を変えて国保税の引き下げを求めますが、いかがでしょうか。

2点目として、国保基金についてであります。平成26年度末で基金の保有額と1世帯当たりの基金額は幾らになりますか。また、平成27年当初での保有額と、1世帯当たり幾らの基金になるのでしょうか。

3点目として、国保の都道府県化、いわゆる広域化であります。この進捗状況とその内容についてお示ししていただきたいと思っております。

最後の質問であります。非婚ひとり親家庭に寡婦控除の適用の問題であります。今、若い人が町外や県外へ出ていったりして、人口減や過疎化が進んでいる中で、で

きるだけ若い人が地元に住んで、子育てしやすい環境づくりが、多方面にわたって考えていかなければならないと思います。その一環として取り上げたいのが寡婦控除の問題であります。寡婦控除規定とは所得税法81条や租税特別措置法41条から、居住者が寡婦に該当する場合に、所得税に関しては27万円、扶養親族である子がある場合には合計所得金額が500万円以下である特定の寡婦は35万円、地方税については26万円、不特定の寡婦は30万円が所得控除される制度であります。そして、寡婦とは所得税法第2条で、1、夫と死別もしくは離婚した後、結婚していない者、または夫が生死不明の者で、政令で定める者のうち、扶養親族その他の者と生計を1つにする、その所得が基礎控除額以下の子を有する者。2つ目に、夫と死別した後、結婚していない者、または夫が生死不明の者で、政令で定める者のうち、前年度合計所得金額が500万円以下である者となっております。

このように、寡婦控除は法律上、妻であった女性、一度は結婚していたことのある女性に適用されます。ですから、例えば結婚せずに子どもを産んだ後に、この父と別の男性と結婚し、離婚した母子世帯、離婚後に別の男性の子どもを結婚せずに産んだ母子世帯に適用されますが、問題は生活実態はこれらの母子世帯と変わらないのに、一度も結婚歴のない、いわゆるひとり親世帯、母子世帯には寡婦控除が適用されないことでもあります。そして、寡婦控除が適用されないことによる、さまざまな制度を受けるに当たり、負担が違ってくることでもあります。つまり結婚経験のある母親に比べて、結婚したことのないひとり親家庭の課税所得金額が高く適用され、税負担が重くなるということでもあります。例えば、保育料でいえば、3歳未満で寡婦控除が適用されれば、例えば5,000円で済む保育料が、寡婦控除が適用されないと1万2,000円になったりするというものであります。整合性がないのではないのでしょうか。

2013年9月4日、最高裁で父母が婚姻関係になかったという子どもにとっては、みずから選択する余地のないことを理由として、その子に不利益を及ぼすことは許されないとして、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条第1項に違反すると判断されました。これは婚姻歴があるかないかで寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことを示すものであります。憲法14条の平等原則にも違反していると思いますが、この寡婦控除制度について問題があると認識されるのでしょうか、されないのでしょうか。

次に、保育料には寡婦控除を適用させるために、みなし適用で減額されるようになっていますが、所得制限があります。婚姻歴のあるひとり親家庭が受ける寡婦控除には所得制限がないので、所得制限をなくしてはいかがでしょうか。

3点目として、保育料はみなし適用で寡婦控除を受けられるのに、町営住宅の家賃には適用されていません。課税所得が高く算定され、その結果として入居基準を満たさなかったり、収入基準に応じて決定される家賃が高いランクに入ってしまうことになってしまいます。これでは整合性がありません。住宅家賃にも適用すべきだと考え

ますがいかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

地方創生が出される背景と創生についての認識はどうかということでもありますけれども、地方が人口減少、超高齢者社会を迎えるに当たり、今までのような国が一律的に施策を決め、地方におろしていくやり方ではなく、地域みずからが考え、責任を持って取り組むことが重要であるという考えのもと、地方創生が生まれてまいりました。この地方創生については、有田川町の独自性を発揮し、有田川町に最も適した施策を検討し、責任を持ってまちづくりを進めてまいりたいと思います。

地方版総合戦略の策定に関しましては、住民のニーズ調査のためのアンケートの実施及び、その分析、計画の策定を委託したいと考えています。また、計画の策定に当たっては広く住民の意見をお聞かせいただきたいので、できるだけ幅広い年代層、地域、職種の方々から御意見を聞かせていただける体制をとっていきたいと考えております。

国が示している具体策につきましては、政策パッケージとしては、1つ、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。2つ、地方への新しい人の流れをつくる。3つ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4つ、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携をする、の4点でありますけれども、地方創生はあくまで地方がみずから考えたまちづくりの実施をしていくための施策でありますので、何が有田川町にとって重要か十分検討して実施してまいりたいと考えます。

特に、町として進めていかなければならない具体策は、平成27年度においては地方創生先行型の事業として、補正予算で計上させていただいた少子高齢化対策、地域仕事支援事業、観光振興、子ども子育ての支援の充実などの事業でありますけれども、来年度に地方総合戦略を策定する中で、広く皆さんの意見をお聞かせいただき、まちづくりのために必要な施策に盛り込んでいきたいと考えております。

2つ目の国民健康保険制度についてであります。国保税の引き下げをとの御質問でございますけれども、低所得者世帯への国民健康保険税の負担を軽減する観点から、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者等の総所得金額等の合計額が一定以下の場合においては、その納税義務者に対して課税する均等割と平等割とに、政令に定める基準に従い、条例で定めて減額することとしており、世帯構成の総所得金額に応じた負担軽減措置が適用されています。

さらに、平成27年度では、平成26年度に引き続き、低所得者が多く、保険税負

担が重いといった国民健康保険の抱える構造的問題へ対応するために、経済動向を考慮して、低所得者の保険税軽減基準の見直しにより、軽減を受ける世帯が拡充される税制改革が予定されております。

また、有田川町国保の被保険者の年齢構成でありますけれども、平成27年1月31日現在、9,118人で、そのうち64歳から67歳の、いわゆる団塊の世代の各年代だけが300人を超える年齢構成となっております。また、医療費費用額について、国保連合会提供の資料によりますと、平成25年3月から平成26年2月の診療分について分析しますと、1人当たり費用額は50歳代は20万円、60歳代は30万円、70歳代は40万円と費用額が年齢を重ねるほど増加していく現状であります。現在、年齢構成的にも多い65歳前後の方々が年を重ね、高齢化が進んでいく中で、費用額も増加していくと見込まれます。また、去る2月5日に開催されました、国保運営協議会における、平成27年度当初予算案の審議の中におきましても、年齢構成や医療費の推移から、今後を考えれば国保税については現状維持との意見をいただいております。

次に、基金の積立額と1世帯当たり幾らになっているのかとの御質問であります。平成26年度3月補正時点では、基金積立額は4億9,129万円で、平成27年度2月現在の国保世帯4,512世帯で計算しますと、1世帯当たり10万8,885円となります。また、平成27年度当初予算によります、基金繰り入れ後の基金積立額は2億6,744万3,000円で、同様に計算しますと、1世帯当たり5万9,273円となります。

次に、国保の都道府県化の内容についてでありますけれども、1つ目といたしまして、平成27年度から低所得者対策として、保険者支援制度の拡充に約1,700億円を、平成29年度以降はさらなる国費を毎年、約1,700億円を投入し、財政基盤の強化を図るとしております。

2つ目といたしましては、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、制度の安定化を図るとされ、県内の統一的な国保の運営方針の施策、市町村ごとの納付金の額を決定、保険給付に要した費用を市町村に支払い等について、役割を担います。

また、市町村は保険料の賦課徴収、納付金を県に納付、資格管理や保険給付の決定、保健事業等について役割を担うこととしております。

3つ目といたしまして、改革により期待される効果として、公費拡充等による財政基盤の強化を行うことにより、被保険者の保険税負担の軽減や、その伸びの抑制が図られるとしております。また、標準システムの活用や、県が策定する統一的な国保の運営方針等により、市町村の事務遂行の効率化、コスト削減、標準化が図られるとともに、それにより事務の共同処理や広域化が図られやすくなるなどの効果が期待されております。こうした改革により、小規模な保険者の多い従来の国保について、その運営

の安定化を図り、国民皆保険を堅持するとの内容となっております。

また、どこまで進んでいるのかとの御質問でありますけれども、関連法案が去る3月3日に今国会に提出されたところでございます。厚生労働省は新たな制度の円滑な実施、運営に向け、制度や運用の詳細について、引き続き地方と十分協議しながら検討し、順次、具体化を図るとしてございますが、現在のところタイムスケジュール等、国、県からの情報が、法案が提出されたばかりで、ないのが現状であります。

3つ目の非婚ひとり親家庭に寡婦控除の適用をとということについて、寡婦控除の認識はどうかということでございますけれども、所得税法や地方税法における所得控除の1つである寡婦控除は、その対象者が婚姻歴のある、ひとり親に限られています。そのため、法律上の婚姻関係を経していない非婚家庭の場合には、税法上の寡婦控除が適用されないため、所得税、町、県民税で税額に違いが生じ、負担感が重くなっていることは認識しております。

遺産相続においては、最高裁の違憲判決が出て、平成25年12月に民法が改正され、結婚している男女間の子どもと、結婚していない男女間の子どもの相続分は平等となりました。それを受けて、地方税法等におきましても、平成27年度、税制改革大綱に検討事項として、寡婦控除については、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行うこととされております。本町といたしましても、現行の地方税法上、寡婦控除の適用範囲については町に裁量の余地はなく、本法改正が必要であるため、今後の国の動向について注視しているところであります。

次に、保育料は現在、みなし適用がされております。ですから、非婚のひとり親家庭においても寡婦控除が認められております。所得制限については現状の町の税条例では寡婦控除の完全な非課税制度がなされていない関係上、現在は所得制限がなされております。今後は町条例の改正方向を見据えつつ、その際には検討していきたいと思っております。

最後に、公営住宅使用料には適用されていない、みなし適用化と条例化をとのことですけれども、公営住宅の家賃決定基準となる所得の算定基準は公営住宅法や同法施行令及び町条例により、所得税法の課税所得額計算方法が採用されています。所得税法では非婚の親には寡婦控除が適用されないこととなっています。そのため、現在のところ、非婚のひとり親に対し、寡婦控除をみなし適用することと、条例化することは困難であると考えております。今後、所得税法改正の動向や県及び県内市町村の動向を情報収集し、適用可否の検討を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、地方創生の問題についてであります。この問題についていろいろな議論が出ています。例えば、総務省の定住自立圏構想の推進懇談会の、ある委員はこういうひどいことを言っているんです。この地方創生に取り組むに当たってなんですが、やる気のないところは自業自得で滅びていっても仕様がな。首長が劣化していると批判、頑張るやる気のある自治体に特化した発想、施策である、と言っているんです。こんな発言もあります。中山間地域フォーラムの佐藤理事長という方が、始まった田園回帰というシンポの中で、将来、消滅することが明らかなら、そんな市町村に公共投資をする必要はない。税金の無駄遣いであるという論理が生まれてくる。こういうことなんです。

増田氏の消滅自治体論なんですが、政府が言えない、できないことを民間団体の装いでやらせて、消滅可能自治体という表現で個別自治体860幾つ挙げましたよね。マスコミを使って危機感をあおらせて、地方創生へと向かわせているわけなんです。その究極の到達点は、また市町村合併、自治体の吸収合併なんです。そこが一番怖いところなんです。だから、そういうことにならないように、我々は頑張らなならんし、そういうことはないということも主張していかないとあかんと思うんです。

この自治体消滅論の前提条件とかは、ほんまにそれが合っているのかどうかという論議もされています。ある学者先生はこういう点も指摘しているんです。若年女性の半減以上でなぜ消滅か。これは決して消滅しない。2、小規模町村がなぜ消滅しないのか。小規模性にこそ人口復元の地域再生の可能性がある。3つ目、この消滅自治体のデータというものは2010年の国勢調査までのもので、2011年以降のUターン、Iターンなど、人口や移住の増加分を反映していないことを挙げられているそうです。だから、これは極めて作威的な話であるのかなと思います。

それで、内閣府が2014年8月に発表した農村、漁村に関する世論調査があります。この中でも、今、若い人が田舎に移り住む傾向があらわれているということで、農村、漁村に定住したいと答えたのが32%、これは2005年に実施した調査に比べて11%ふえているそうです。そして、特に20歳から29歳が39%と最も高く、若年層の間で田舎ぐらしに憧れる風潮が高まってきている。ここが1つは我々が取り組んでいく上での大事な視点かなというふうに思います。定住実現に必要な条件として、医療機関の存在が68%と答えていますし、生活が維持できる仕事がある、62%。ここから国と町村が明確な方針と責任を持ち、実効ある施策、条件整備、有田川町でいえば、まさに若い人が地域に住んで、働ける場所、それから子育てしやすい環境が、特に必要になってくるのではないかと思います。その点は町長も同意されるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

特に求めたいのが、若い世代の就労、結婚、子育ての具体策、これが今度の総合戦略の中にどんな形で具体的に盛り込まれるのか。その点を明確にしていきたいなというふうに思います。この点はいかがでしょうか。

それから、2つ目の問題なんですけど、国保税の引き下げはしなくて、現状維持で行きたいということであったんですが、今、2割、5割、7割軽減世帯の方でも、軽減を受けていても、固定資産税割がすごく高くなっていて、それ以上の税負担よりも国保税の負担のほうが軽減の措置がきいてあっても、税負担のほうが大きいというのが実情になっています。それは前にも指摘させていただいたと思うんですが、そういう状況とあわせて、国保基金が、先ほど御答弁があったように、結構あるということです。

それから、毎年の会計年度の状況を見ていますと、基金を繰り入れるんですけども、最終的に、例えば過去の事例を見ますと、平成20年から24年の5年間を見ますと、当初予算で基金を大きく取り崩す予算を組みながら、決算で見ますと、全額また戻してるわけですし、医療費も、65歳から70歳の年代がふえてきて、高騰するという話もありましたけれども、総額的に見た医療費というのはそんなに伸びていないのが有田川町の現状だと思いますので、十分対応できるし、今度の共同事業交付金の1円からなるわけですね。そのお金もたくさん入ってくるし、前期高齢者交付金もあるし、私は十分、税の引き下げのために使えるお金があるのではないかとというふうに考えます。

そして、さらに、もし広域化が、私は必ずしもいいと思いませんが、なった場合、収納率が95%以上の場合は、先ほど町長の御答弁のとおり、税率を引き下げることでも考えていくということだったので、うちの場合は98%ぐらいになるのではないですか。違いますかね。だから、その条件に十分達していますので、そういう観点からも国保税は引き下げられるし、そのお金がついてくるのではないかと思います。その点、いかがでしょうか。

3番目の質問ですけれども、2008年以降ですけれども、子どもの貧困が注目されています。日本の子どもの貧困率は2009年15.7%、2006年の母子世帯調査でも、母子世帯の年間就労収入は平均171万円、子どものいる世帯の年収718万の3割にも満たない状況。平成10年の全国母子世帯等調査の再集計データでは社会保障を含む全収入を問わず平均年間収入では、死別母子世帯は288万1,000円、離婚母子世帯は219万5,000円、非婚の母子世帯は171万1,000円となります。

そこで、有田川町の場合ですが、非婚の母子世帯の状況はわかりませんが、母子家庭の平均総所得は120万円、父子家庭では183万円しかありません。非婚となると、さらに低い状況にあると推察できます。

このように、もともと経済的に厳しい母子世帯の中で、さらに非婚の母子世帯は最も低い経済的状況にあり、寡婦控除が適用されないことで、その経済的格差はより拡大しているのではないかと思います。例えば、離婚の母親と2歳の子ども1人の世帯と、非婚の母親と2歳の子ども1人の世帯で見ますと、母親の前年度の給与収入が2

20万円のみと、総所得金額120万円の場合で、離婚母子世帯と非婚母子世帯の所得税や住民税がどうなるか。また、町営住宅の家賃がどうなるか出していただきました。比較しますと、給与収入220万円の場合、所得税で非婚の母子世帯のほうが1万7,500円も税負担が多い。総所得金額120万円の場合でも非婚の母子世帯のほうが1万7,500円も税負担が多くなります。さらに個人住民税では給与収入が220万円の場合では、非婚の母子世帯のほうが3万円ほど税負担が多くなります。総所得金額120万円の場合は同じ税負担になっています。町営住宅の家賃では給与収入220万円の場合で、非婚の母子世帯のほうが3,200円高くなります。この3つの合計で非婚の母子世帯のほうが5万円を超える税負担増となってしまいます。

寡婦控除の目的が税を納める力がない寡婦の保護によるとすれば、非婚ひとり親家庭にもぜひとも適用すべきであるし、法的な条件が整っていない間においては、その条例による町長の特別な判断によって、例えば町営住宅にも検討することを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、地方創生の話がありました。増谷議員がおっしゃるとおり、今、都会の若者が田舎で働きたいというのがだんだんとふえてきているようであります。何で来られないかといったら、生活ができない、働く場所がないと、これが大きな原因になっていると思います。そのために、まさに地方創生、地方は自分たちで考えよという、僕は非常にいい制度かなと。これをやるために、交付税を減らすというような話は今のところ一切出ていませんし、自分たちのまちに合った施策をこれからやっていけということでもありますので、できるだけ若者の住みやすい、あるいは子育てしやすい環境づくりと、都会からの若者を流入させるような施策を幅広い方々にお寄りいただいて考えて、そういった施策をこれから総合戦略の中で立てていきたいなという考えであります。

それから、国保の問題でありますけれど、基金4億9,129万円もあるのに、やっていけないのではないかということでございますけれども、基金というのはインフルエンザの流行など、予想外の給付増に備える保険財政の安定化のために必要であると考えております。国からの通知によりますと、過去3年間における保険給付費の平均年額の25%以上、基金を保有している場合は、保険事業や保険税の税率の引き上げの緩和などに基金を取り崩すことは、国保財政への影響が少ないと示されております。ただし、将来の明確な財源見通しのないまま、保険料の引き下げのため基金の取り崩しは適切でないとも示されています。現在、過去3年間の保険給付費の平均に対しまして、25%未満の約21%の基金保有額となっています。また、国保運営協議会の御意見もいただく中で、国保税につきましては現状を維持していきたいと考えていま

す。なお、今後も基金の保有取り崩しについては、国からの通知を基本として考えていきたいと思っています。

今回もまた、2億円余り、平成27年度当初予算で基金を取り崩すんですけれども、なるほど議員がおっしゃるとおり、今までもずっと取り崩してきました。その中で取り崩し分も含めて、また余剰金が出て、今日、平成26年度末で5億円余りの積立金になっています。これは、やはり先ほどおっしゃったとおり、有田川町の町民の方の収納率、納付意識というのが非常に高いし、また町の健康に対する施策というのもし若干、功を奏しているのかなという思いで、これからもそういう方向で、健康増進のための事業も取り組んでいきたいと思っています。

それから、30年度開始となったら、税の見直しをどうするのかという話でありますけれども、我々もいろいろな協議をする中で、まだ定かなことも決まっていない部分がたくさんあります。例えば、各市町村間によって収納率の差というのが物すごい差がございます。そこら辺はやはり国も県もある程度のペナルティー、高いところには優遇措置というのをやってくれるのだと思いますけれども、県の30年の納付額すら、まだ決まっていない状況で、納付額が決まり次第、平成29年の12月中には納付の額を示していただきたいと考えております。納付額がわかれば、納付額相当の賦課の検討を行うことになると思います。

基金はどうなるのかという質問でありますけれども、市町村の持っている現在の基金は市町村で保存ということで、これは決まっております。

公営住宅の使用料には適用されていない、みなし適用化と、条例化という質問でございます。全国的には寡婦控除をみなし適用している自治体があることは認識しておりますが、県下の現状を県に問い合わせたところ、みなし寡婦控除を適用している自治体はないとのことでございます。公営住宅使用料の減免等における寡婦控除のみなし適用については各自治体の裁量にゆだねられています。本町におきましては、有田川町営住宅の家賃、敷金、その他の減免及び猶予に関する要綱がございますので、今後、非婚のひとり親家庭が入居するケースがあった場合、この要綱により前向きに検討したいと思います。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質問になりますが、地方創生について再度、計画をつくる上での姿勢なんです、この計画をつくる上で立案に係る内閣府の関係者自体が心配している発言をしているんです。自治体が丸投げして、シンクタンク系が大もうけすることにならないか心配している。構想全体を貫く考えややる気のある自治体への支援だから、それができていないところには、結果的にはじかれて、自治体が消滅していくので、この計画については安易な外注はせず、職員や町民、議員、地元企業、学者、研究者などの

総参加で、地域を挙げての計画づくりを目指してほしいと指摘されているので、ぜひそういう立場で、余り外注はよろしくないと思うのですが、そういう立場で頑張っていたらなと指摘しておきたいと思います。

それから、国保の問題ですけれども、収納率が高いんですよ。だから、例えば、広域化になっても、うちの場合はペナルティーを受けませんから、逆に税率を下げてもいいですよということになっているんですから、それを十分に生かすべきだと私は指摘しておきたいと思います。

それから、広域化で1本になったとしても、もともと国庫負担が大幅に削減されたから、やはりこれは一本化になっても国へは、国庫負担の引き上げを再度、求めていくべきだと思うんです。

国庫支出金を45%に戻すと、例えば、こんなになります。平成25年度決算でいいますと、医療費総額が有田川町、平成25年度で28億6,000万円ほど使ってるんです。この45%が国庫負担の割合になりますから、5%、調整交付金を除いても、11億4,415万円余りになりますから、平成25年度の実際においてきている国庫支出金が10億円しかありませんから、その差額は1億2,000万円弱になるんです。だから、これだけのお金が本来、来るべきなんです。こういうお金があれば、税の引き下げや保健事業の充実などに使えるわけですから、やはり、こういう観点からも、再度、上へ求めていってほしいなと思います。

それから、最後、条例や法律の整備ができていなくても、町長の判断で、もしそういう事例が出てきたら、住宅家賃については対応していきたいという答弁なので、今後はぜひ法整備を、条例整備をしていただき、また国などへも意見を上げていただいて、こういう解消が早くされるように、町長の立場で言っていただきたく思います。そのことを含めて私の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。地方創生の総合戦略版ですね。それを余り外注するなということでもあります。もちろん、合併に当たっての長期総合計画についても、いろいろな方々に御意見を頂戴しました。今回も非常に大事なことでありますので、アンケートの実施とか、その要綱とかは外注させていただきますけれども、実際の総合戦略の策定に当たっては人任せではなくて、先ほどから何回も言っているように、幅広い年代層から、いろいろな職種の人から、みんなに寄っていただいて、みんなの意見を聞きながら総合戦略というのを1年間かけて、じっくりとしていきたいなと思っています。

それから、国保の根本的な問題はもう少し、前々から言っているんですけれども、もう少し公費負担分を上げていただかないと、もう地方は持たないという話を常々、

うちだけではなくて、ほかの市町村も全部そういう意見でありますので、今後とも国へ強力に公費負担をふやしていただくように努力していきたいなと思います。

それから、住宅の寡婦控除、そういう事例が見られれば、私の裁量でできるということでもありますので、そういう事態が起これば前向きに対処させていただきたいと思えます。

○議長（湊 正剛）

これで増谷憲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時21分

再開 14時40分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順7番 10番（堀江眞智子）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、10番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

きょう、最後になりましたが、どうか皆さん、御協力を最後までよろしくお願いたします。

私は、子育て世代の支援について質問させていただきます。1つ目には子ども医療費の無料の拡大についてお聞きいたします。有田川町では町長の意向もあり、医療費の無料化が中学校卒業まで引き上げられています。和歌山での田舎暮らしガイドでは、県下の活性化対策を進めている町村が発信している町の売り物が、子どもの医療費の無料化であります。県内15町村中、13町村が無料化を掲げています。高校まで医療費の無料化を実施している印南町では、医療費の抑制になると町長が答弁されています。また、みなべ町の町長も、病気の重症化の抑制につながると答弁されています。子ども医療費無料の引き上げは子育て世代がふえるために、安心して子育てができる元気なまちづくりを応援するための、町の大きなアピールだと考えます。

高校卒業までの無料化実施の印南町は、2011年から250人見込みで700万円と試算されています。有田川町の試算では在住の高校生数がわからないところがありますけれども、ほとんどの中学卒業生が高校進学をすることを考えれば、16歳から18歳で905人となっていますので、16歳から18歳の国保被保険者数は30

7人であり、1人当たりの自己負担額は1万7,610円となります。905人全てが高校生とした場合、町の年間負担額の予想は約1,593万円となり、実際に実施すれば、もっと少なく済むのではないかと考えられます。子育て支援をもっと前進するために実現するべきではないでしょうか。

そして、2番目として、さまざまな支援について、その中で、以前にも質問いたしました。乳幼児の紙おむつの支給制度を創設することについて質問いたします。今、若い世代の子育ては大変です。会社員はもちろん、商売や農業など自営業はもっとも大変です。昔のように夫1人の収入では生活するのが困難な状況です。子育ての経済的負担の軽減と、すこやかで伸び伸びと育つための環境づくりが大切だと考えられます。子育てに必要な乳幼児の紙おむつに要する費用の一部を助成することを実現できないでしょうか。対象として、年度4月1日以降に生まれた満1歳に満たない乳児の保護者で、支給条件は町内に住所のある乳児と保護者。助成期間は出生の属する翌日から満1歳の誕生日の属する月までとし、助成額については量販店での販売価格を考えれば、1カ月、5,000円もあれば十分だとのことだと思います。助成方法は紙おむつ購入助成のための助成券の交付で、1枚につき1回に限るという方法を検討されてはどうでしょうか。

また、町内に家を建てると、定住する者についても支援をしていくことが人口の増加にもつながると考えます。全国では定住促進に取り組んでいる市町村へのアンケートで、子育て助成金に次いで、家賃や住宅助成金の実施となっています。有田川町でもさまざまな子育ての支援を考え、より大勢の方々に有田川町に住みたいと思ってもらえるような、そんなまちづくりを考えていくべきではないでしょうか。幸い、先ほどの町長の答弁でも、子育ての支援施策をやっていくというふうな答弁を同僚議員の質問でされてきました。このままでは現在の推計では人口は減っていくばかりです。けれども、逆に藤並地区や御霊地区では着実に新築もふえてきています。太陽光発電の補助金などのように、子育て世帯に対して新築や中古住宅の購入に対し、補助金を設けることは考えられないでしょうか。

また、有田川町では絵本のまちづくりで子育てに絵本を取り入れています。子どものすこやかな成長を応援しています。現在の取り組みを今後、どのように充実していくのかお聞きいたします。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。保育所について質問させていただきます。有田川町庄のきび会館の場所に中央保育所、御霊保育所、田殿保育所の3所を統合して、新しい森の保育所が建設されることになっています。初めに同僚議員が建築は、この短期間で大丈夫なのかということについて質問されておりましたので、私はここではその部分については割愛させていただきます。

3所の統合ですが、藤並の保育所に次いで、マンモスな保育所になります。また、ゼロ歳児から5歳児までの乳幼児が同じ施設で保育を受けることになります。大勢が

集まるわけですから、子どもの安全、安心にはこれまで以上の配慮や注意が必要になってきます。施設の建屋だけではなく、屋外でも今まで以上の植物などの自然環境が整うのですから、このことについても十分に目を届かせなければなりません。保育士の十分な確保と、保育士にとって働きやすい施設の設計となることが子どもたちの安全、安心につながります。このことについて保育士の意見や要望を十分に取り入れた保育のしやすい、働きやすい施設設計となっているのかお聞きします。

また、3所が統合するわけですが、現在、御霊、田殿保育所の給食は既に民営化されていますが、中央保育所は町営でこれまで続けてきています。新しい保育所ではやはり乳幼児を保育するわけですから、給食は特に大切な問題です。食の安全を保障することは一番大事なことであると考えます。このことについてどう考えているのか、お聞きいたします。

そして、最後に学童保育について質問させていただきます。学童保育はもともとは働く母親たちが安心して子どもを預ける場所をみずからつくったことが最初だと言われています。1997年に児童福祉法等の一部改正に関する法律が成立し、学童保育が放課後児童健全育成事業として法制化され、1998年4月より児童福祉法と社会福祉事業法に基づく事業となりました。

子ども子育て新システムがことし4月から始まります。その中で学童保育は放課後児童クラブとして子育て支援事業になっています。現在、全国の市町村の約8割が学童保育を開設し、低学年では同じ学年の子どもたちの約2割が通っていると言われています。その運営方法はさまざまですが、約4割が市町村の直営です。社会福祉協議会や保護者への委託が主ですが、民間委託もふえてきているそうです。有田川町でも学童保育が4カ所で行われています。保護者が安心して子どもを預けられ、働くことができる、この制度は個別の家庭の生活の質の向上だけではなく、このことが有田川町の保育所からの切れ目のない子育て支援の向上につながると考えます。

私は以前から町の直営で学童保育を行うことが望ましいというふうに考えてきました。指導員の身分保障により、安定した指導員の確保ができることが子どもたちの安全、安心につながるのだと考えてきたからです。また、保護者が仕事を全うするために学童保育を必要とするわけですから、一部の役員になった保護者が大変な重荷を背負わなければならないような運営には反対であったからです。これまでも藤並学童保育についても、その考えのもと、町の学童に対する立場を質問してきたところです。

そんな中、この4月から、藤並保育所が保護者への委託から民間業者に委託されることになるとの話が何人もの人から伝えられました。これまで藤並保育所は指導員の確保が難しく、2カ所での保育が1カ所での保育になっていました。町はそのことを指導するとの答弁をされていましたが、なぜこれが急に民間委託になってしまうのか、余りにも短い期間で決定されたことに疑問を感じたところです。子どもたちは物ではありません。今までの指導員さんはこれまでどおり、子どもたちにかかわれるのか。

指導員不足を補い、手助けをしてきたサポーターの方々はこれからどうなるのか。

また、保育料は民間になっても、これまでどおりとなり、保育料が上がったと感じる人が出ないようにしているのかお聞きします。

また、事業所の選定基準は何だったのか、そして今後、もし民間になったとしても、さまざまな国の補助金の申請に対しても町も協力し、子どもたちのためと必要な指導員の確保のために努力をしなければならないと考えています。御答弁をお願いしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員さんの質問にお答えしたいと思います。

やはり、若い子に住んでもらうためには、子育て支援というのは十分にやらなくてはいけないということを考えております。医療費の無料についても堀江議員さんから3年ほど前ですかね、中学生までやったらどうかという質問を受けて、中学生までしています。今回、高校生までしてはどうかという質問でありますけれども、財源を確保しつつ、財源の問題もあって、またこれからもいろいろな子育て支援事業を実施していかなければならないので、制度の対象拡大は今のところ考えておりません。

子育て世代を応援するさまざまな支援につきましては、地方創生の政策パッケージの中でも、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるところであります。有田川町におきましても、今まで子どもの医療費の助成、インフルエンザワクチンも無料にさせていただきましたし、チャイルドシートの助成貸与、病児、病後保育も実際、行っています。この病児、病後保育については結構な方が御利用されていると聞いております。

それから、2つ目の保育所についてでございますけれども、工期については先ほど殿井議員さんにお答えしたとおりでありますけれども、保育所の給食調理については、ほかの保育所と同じ自校式といたしたいと思っています。ただし、給食調理員については町の定員削減計画にのっとり、今後とも補充はしていかない方針であるため、順次、民間委託を進めているところであります。新保育所についても、このたび合併する田殿保育所及び御霊保育所については既に民間委託を行っているところであります。これに倣い、調理に当たる者については民間委託にする予定であります。給食の安全性には十分に配慮し、安心、安全でおいしい給食を提供していくことには変わりはありません。

なお、子どもの安全、保育士等の質問でございますが、これについては教育長より答弁させます。

3つ目の学童保育についてでございますけれども、平成26年5月から指導者不足

等の問題から、第2学童クラブのみでしか運営できない状態が現在も続いております。町ではこの問題を大きく受けとめ、学童クラブに今後の方針についての助言や指導を繰り返ししてきましたけれども、抜本的な解決には至りませんでした。そこで、運営の立て直しを図る旨の提案をし、町内の子どもにかかわる法人であること、児童の受け入れを拒否することのないこと。また、保護者会に委託する金額と同額であることなどを踏まえたうえで、指導者の放課後児童健全育成事業の顕著な実績があるという条件をつけて、今回の委託となりました。今後は健全な運営と第1学童と第2学童の両学童が再開できるなど、安心できる児童健全育成事業が展開できるようになりますので、どうか御理解していただきたいと思っております。

また、今まで藤並学童で指導されていましての方々の処遇については、希望するのであれば引き続き指導に当たっていただくことになっているようであります。

保育料については月額8,000円と、前年と同額ですけれども、第2子については現行より月額で1,000円安く、第3子については月額で2,000円安い保育料を設定していると聞いております。できるだけ保護者負担が少なくなるよう、今後とも指導を行っていききたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答え申し上げます。

新しい保育所についてでございます。新しい保育所につきましては、まず子どもたちのすこやかな育ちがテーマで、森と木と人で育てる心と体をコンセプトに、心豊かで自立心を持つ子どもの育成に努めたいと考えております。

また、子どもたちの豊かな育ちと、保育士が働きやすい保育環境をつくるため、設計の段階から保育所によるワークショップを取り入れ、保育士の意見を十分に反映して取り入れる中で、よりよい環境で保育ができるように努めてまいりたいと思っております。

次に、藤並学童保育についてでございます。藤並学童につきましては昨年までの問題を解決し、第1と第2の両学童が開設できるようになりますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

学童保育の運営につきましては国からの補助金も各種ありますので、それを有効に活用しながら保護者の負担が少なく、かつ、ここで働く指導員の方々の労働条件もできるだけの整備を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

先ほどの答弁の中で、絵本によるまちづくりというのがあったかと思います。その点についてお答えさせていただきたいと思います。本町では御存じのとおり、絵本によるまちづくりというのを進めております。子どもの、子育て支援のためということでございます。絵本は子どもの考える力を伸ばし、また語彙を豊かにし、心を育てるものだというふうに考えておりますところでございまして、子育ての中でも注目を浴びているところだというふうに思っております。

本町では絵本のまちということで、原画に特化した、藤並駅構内に設けた、ちいさな駅美術館、ポンテ・デル・ソーニョを開設しておりますし、また金屋図書館においても子どもの絵本であるとか、ヤングアダルトの小中学生向けの本に特化したものであるという中で、絵本や紙芝居などを多数置きまして、子育て支援の場というふうな形で提供させていただいております。もちろん各種学校、保育所等々においても読み聞かせなどを行って、絵本による子育てを随時進めておるところでございまして。

また、絵本のまちのシンボルとして絵本コンクールも開催しております、4回開催いたしました。そのうち3つの作品が実際に絵本となって出版されるというふうなことで、全国的にも注目を浴びておるところでございまして。

今後とも、有田川町は絵本のまちとして、絵本による子育て支援のまちとして子どものためになるような支援をしていきたいと思っております。ということで、よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保健部長（辻 勇）

堀江議員さんの質問にお答えいたします。紙おむつのことですが、県下で唯一、由良町さんが紙おむつの給付を行っているというふうに聞いております。内容につきましては、出生した翌月から満1歳を迎えるまでの12カ月間ということで、月5,000円の紙おむつの給付を行っているということです。もし、この制度を有田川町に当てはめると、平成20年から平成25年度までの出生実数の平均をとったら、200人ぐらいになりますので、5,000円掛ける12カ月の200名とした場合、1,200万円ぐらいの財源が必要であるというふうに思います。実施につきましては、町長とも協議をしたいというふうに考えています。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

定住支援については、過疎地域についてはいろいろな定住支援があるんですけども、ここら辺については今のところ行ってございません。今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

医療費の拡大については、財源の問題があり、そのほかのこともしなければならぬということ、考えていないということでしたが、今の乳幼児医療費や子どもの医療費も過疎対策事業債などを使って取り組まれているということですので、ぜひとも、このことについては考えていただきたいというふうに思っております。

また、おむつ代についても同様に考えています。さまざまな、あらゆる子育て支援、中途半端では我が町へは定住を決めないというふうに私は思うんです。これまでもさまざまな子育て支援に取り組んできたわけですから、中途半端で終わらずに、和歌山県で一番、全国で一番を目指してほしいなというふうに思っています。

それから、保育所のことについてでございますが、民間に委託するというので、私は絶対に反対であります。今、田殿や御霊は民間ですが、私はここについては乳幼児が今度は一緒になるということで、本当に安全な給食ができるのか。また、民間に委託するという事は乳幼児の食事ですから、いろいろな種類のことをしなければならぬ。そして、また安全な食材をちゃんと使っているかということも調査しなければならないということで、今までの2つの園についてはそういうことを認めるような形になっていましたが、今度はそう簡単には、私は認められないのではないかなと思います。アトピーのことであったり、生まれて小さな子どもというのは本当にデリケートな問題がありますので、そこのところはやはり町が責任を持って、藤並同様にすべきではないかな、平等という面からも同じような形態をとるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして、学童保育については働いている人は、希望があれば継続、引き続き指導に当たるようにするということですが、これはよくわかるんですけども、今までも働いていた方、もちろん保護者の方もそうですが、指導員不足に奔走されて、サポーターの方も一生懸命に取り組んでいました。その方たちへの、本当によく頑張ってくれたなという気持ちも伝えることなく、民間に委託して、しかも選定基準は何だったのかということであれば、実績があるということでしたけれども、このことについては最近立ち上げられた一般社団法人ということで、簡単に設立される、そういう形になっているというふうに思います。

もう目の前に迫っていることですし、聞くところによると、その業者は実績がないにしても、正職員として働く方々はこれまで実績を積んだ方であるとお聞きしております。私は子どもたちが安心して学童保育に通えるような、今までと何ら変わることなく安心して学童に通えるということを第一に考えていただきたいと思います。

そして、国の補助金なども、今までに申請できていなかった補助金などもあると思います。今までどおりの保護者会と同額の補助金ということですが、申請

すれば町も負担をしなければならないというような補助金も出てくると思います。そのことについては、民間にこだわらず、先ほど答弁をいただいたように、子どもたちのため、働く人の身分保障のために使っていただくということでしたので、このことはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

若い世代に向けた定住促進策、このことは全国的にも極めて重要であるというふうに考えている自治体も多くて、この有田川町もそういうふうに思って、町長も進めてくれているというふうに、先ほどから何度も答弁をいただいておりますので、ぜひとも、もっともっと深く考えていただいて、さまざまな子育て支援に当たっていただきたいなと思いますが、御答弁をよろしくお願ひします。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

医療費の拡大については今のところ考えておりませんが、私は有田川町は本当に子育て支援というのはよその市町村に負けないぐらいやっているといます。実際、中学校の前にアパートが何棟かありまして、そこに和歌山から夫婦でこっちへ移り住んでくれております。近くに自分のところの畑があるので、ミカンとり、さしてあげたり、いろいろと話をする中で、何でこんなところ、有田へ勤めてあるのと言ったら、いや2人とも和歌山で勤めていますということでありました。何で有田川町に来るのよと言ったら、ネットで見たら、子育て支援が素晴らしいということで移り住んできましたということで、やはり子育て支援は若者が住む地域としては非常に大事だということを痛感しております。今後も、いろいろな面から、できることがあれば子育て支援にしっかりと力を入れていきたいなと思っています。

それから、保育所の給食でありますけれども、今、御霊も田殿も実際、民間委託をやっています、何の問題もないということでもあります。今回、当たってくれるのがそういった給食のプロたちばかりでありますので、もちろんいろいろな条件をつけていかなければならないと思いますけれども、その点は一向に心配しておりません。

それから、おむつについては町長と相談するというので、部長さん、答弁しましたので、検討していきたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

補足答弁をさせていただきます。

先ほどの学童の問題でございます。指導者につきましては、確かに、本当に少ない中、頑張らせていただいております。実際は5人の方がずっと来ていただいております。ということで、原則というか、基本、そのまま継続してというふうに聞いておりますし、社会保険につきましても、これも希望があればということなんですが、希望があ

れば社会保険等々にも御加入いただけるような形で考えておるといふふうに聞いております。とにかく頑張ってくれておりますので、そこら辺は大事にしていきたいといふふうに思っております。

また、議員、御指摘のとおり、中心になって保育にあたる方につきましては、多大なる実績を持った方だといふふうに伺っておりますので、その方を中心に本当に安心できる、安心して任せる学童保育の充実を行っていければといふふうに思っておりますので、指導のほうをきっちりしていきたいといふふうに思っております。

また、国の補助金は、御指摘のとおり、いろいろな補助金がございます。これを有効的に利用させていただきまして、これまた、安心できる学童保育をつくっていききたいといふふうに考えておりますし、身分保障につきましても精いっぱいやらせていただこうといふふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

最後に質問させていただきます。

子育てについては、もちろん、この有田川町はすごい子育て支援をしてくれているということは私も思っております。けれども、医療費なども、もうことしの4月から有田市も中学校卒業まで無料にするということで、目玉としていたものが均等化されるということで、それはほかの町に住んでいる子どもたちにとってもいいことだと思うんですけども、やはり人口増を目指す、このまま減っていくことだけを憂いているのではなくて、若い世代に向けた定住促進策が極めて重要であるといふようなことをどこの自治体も考えているということですから、そこからぬきんでやなあかんのと違うかなといふふうに思っています。今までも有田川町はそういうことで、子育て支援をしてきたといふふうに私は思っています。

これは町長の目指す方向についても、すごく先見的だったのではないかなといふふうに思っております。教育委員会もそうだったのではないかなといふふうに思っておりますので、そのことについて、これ以上に向上していかなければならないのではないかなという観点から質問させていただいております。

やはり、納得がいかないのは保育所の自校方式であるけれども、民営化だということなんやけども、これは藤並保育所の町営でやるのと、森の保育所のほうは民営化になるというのは整合性がつかないのではないかなと。おまけに中央保育所は今、町営でやっているのですから、それを町営にするといふことは何も問題がないんじゃないかなと。特に、民間が悪かったとかそういうことが問題ではなくて、そういうふうにやっていくべきではないのかなといふふうに思います。

それでないと、統合するのは、私が考えるには、御霊保育所の借地代が少なくなる、

田殿保育所も駐車場の借地代が少なくなる、中央保育所の借地代も少なくなる、それが全て、例えば耐震補強とか、建てかえのお金も要らなくなる。あと、御霊のきび会館は町の土地ですので、今後、そういうことが要らなくなる。そういうことなども考えたら、民営化にする理由がないんじゃないかなというふうに思います。やはり子どものことですので、そういうところで合理化するというのは、やはりだめなんじゃないかなというふうに思うんですけども、これを最後に訴えさせていただきます。

また、学童保育についても子どもたちのために、そして働いていた人のために、これからもやっていくという答弁をいただいて、大変よかったなというふうに思いますが、最後に一言言わせていただくとすると、業者選定に当たっては民間になるわけですから、私としては公募するということがよかったのではないかなというふうに、これは最後に述べさせていただきます、最後の質問とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

給食については御霊保育所の借地代がただになるとか、それとは別の話で、人員計画の中で、給食員を雇わないということで、今のある人を首切って民間へ渡すという話ではなくて、町の人員計画というのがありますので、できるだけ民間に委託できるところは民間に委託していくというのは、今後、方針も変わらないと思います。

今度の新しい中央保育所、民間に委託したさけとって、まずい物を食べさせたり、よそから品物を入れたりということは絶対ありません。

（「そういう問題じゃない。」と堀江議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

借地代が安くなったとか、それは財政的な構造面で、少しでも経費を減らしていこうと、3カ所の保育所、耐震補強をするより、1カ所建ったしか効率がいいということで、今回、進めさせていただいたわけで、御理解いただきたいと思います。

それから、学童保育についても今まで御父兄にやってもらっていたやつがうまく行かなかって、公募というのは実際、今までの学童保育については一切したことはございません。公募で皆、やるということはございません。今回、父兄らがやっていた運営がうまくいかなかって、1個、閉まっているということで、これは大変なことだということで、いろいろな方策を練って、今回の委託になったわけでありまして。実際、第一線でやってくれる方については非常にそういった経験が豊かだと聞いておりますので、何も今回、公募せんとやったとって問題はないと思っています。

○議長（湊 正剛）

答弁はございませんか。

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

なお、次回本会議は3月24日火曜日、午前9時30分に開議します。

また、この後、3時35分より4階第1会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

散会 15時20分